

日本女子大学史資料集 第五—(四)

日本女子大学校規則

〔大正四年—大正八年〕

日本女子大学史資料集 第五—  
(四)

日本女子大学校規則

〔大正四年—大正八年〕

## 「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成した規則と、創立から大正三年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」および「同資料集第五―（二）」「同資料集第五―（三）」で復刻した。本誌では、これに続く大正四年度より大正八年度までの規則を復刻する。資料の出処は大正四年一二月に印刷された規則については不明であるが、大正六年三月、七年五月、八年一二月に印刷された規則はいずれも「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所幹事室」である。規則書の印刷された年月や『日本女子大学校四拾年史』（昭和一六（一九四一）年発行）、『明治三十四年度以降 毎年十一月調査報告綴込 日本女子大学校』資料簿冊を基準にして、それらの規則条項が適用された年度を判断した。

### 解説

本誌に掲載した規則が用いられた大正時代前半期は、資本主義経済の進展と植民地拡大に伴う人材要請を背景に、中等教育が普及し、さらに「大学令」の公布など高等教育拡充への改革が進められた時期である。女子教育においては、家事や裁縫の教育に重点をおく実科高等女学校が新しく設置され、良妻賢母主義教育が徹底されていくにつれて、全国各地で女学校は人々に受け入れられていった。そうしたなかで、女学校や師範学校の家事科をはじめとした教員の需要が高まったことやその資質の向上の必要もあり、明治末期に激減した本校への入学志願者も回復していった。

大正二（一九一三）年六月に文部大臣の諮問機関として設置された教育調査会において大学制度改革案が検討され、公私立大学認可の気運が高まった。三〇人の会員のひとりとして任命された成瀬仁蔵は、そこに女子大学が認められる可能性を察知し、会員としての活動をおこなう一方、女子教育に限定しない広い視野で教育一般を論じた著書『新時代の教育』を発刊した（一九一四年一月）。成瀬は、第一次世界大戦期における国家間の平和実現に向けた思想を論じ、「自学自動」による教育方法の意義や「文明に貢献」「人類の福祉を進めん」ために教育が必要であることなどを提唱した。公教育を支配していた画一的で強制的な教育方法に疑問を呈し、子どもの個性や自発性を重視する大正自由主義教育運動の先駆ともいえる書であった。そして、理想の具体化と女子大学への昇格を目指して大幅に規則が改められた。一九一七（大正六）年度より、必修科目を少なくし個人の興味関心によつて学ぶ科目を選択して所属学部を決定する科目選択制度を採用し、自学自習の時間を重視した。予科を廃止し、四年制の高等女学校の卒業であつても直ぐに学部へ正規入学できるなど、女学校卒業生増加の時宜に応じた制度であつた（資料番号二）。

一九一七年九月、新たに内閣直属の臨時教育会議が設置されたが、成瀬はその委員としても任命された。そこでも成瀬は自らの教育論を展開し、さらに『女子教育改善意見』を発刊して女子高等教育への理解と女子大学設置への賛同を強く求めた（一九一八年九月）。成瀬は理想とする女子総合大学構想を述べ、女子高等教育がひいては日本の國家的水準の向上につながると説いた。しかし、一九一八年一二月に公布された「大学令」によつて男子系私立専門学校は一九一九（大正八）年度より大学となつたものの、女子の専門学校は大学としては認められなかつた。

一九一九年三月、成瀬は女子大学実現への理想半ばで没した。第二代校長となつたのは、成瀬の片腕として

創立前から関わってきた麻生正蔵で、就任一年目の一二月に印刷された規則書は、大幅な改訂がなされた。成瀬が遺した教育理念を引き継ぎながら、男女の「人格としての対等」や「国家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり」、「婦人を日本帝国臣民として教育」などを「教育の目標」に掲げた（資料番号四 四頁）。従来の規則書には用いられることのなかった「男子」という言葉を意識的に用い、かつ「共通」「対等」「同様」を強調して整えられた規則書は、明らかに「大学令」を意識して改められたものといえる。

以下、年度ごとに、体裁及び特筆すべき変更・改正点を抽出紹介した。

一 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」（大正四・五年度用）

・大きさは22×15cm。五二頁。天地、左右をカットした。

・表紙には 大正四年十二月印刷 と印刷。

・「大学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは「注意」は15×22cm、「心得」は20×45cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

・表紙の装丁図柄と大学校職員及び附属高等女学校職員・小学校幼稚園職員欄に変更があった以外、内容は大正三年度（大正三年七月印刷 「資料集第五一（三）」に収載）と同じ。

二 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」（大正六年度用）

・大きさは22×15cm。五二頁。天地、左右をカットした。

・表紙には 大正六年三月印刷 と印刷。六年度より新学制と科目選択制度が採用されたために、規則は大幅に変更となった。この年より、附属豊明小学校と附属豊明幼稚園の規則は収載されなくなった。

・「入学志願者心得」の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは20×45 cm。復刻にあたり縮小、左右を力ツトした。

・「教育の方針」中、人間としての存在が強調された他、「人類の発展に参加」ということが加えられた(一頁)。

・「教育の主義」中、「自ら実験し研究し工夫し動作するの習慣」は、言葉を入れ替えて「自ら研究し実験し工夫し…」とし、「本校教育の枢軸たる精神教育に信念涵養を根本基礎とし人格の発展性格の建設に努め各生の個性に応じて適切有効なる指導を興ふる」という一文が加えられた(一・二頁)。

・分科制度採用に伴い、英文学部は文科英文学部に、家政学部は実学科家政学部、教育学部は廃止されて新たに実学科師範家政学部が設置された。国文学部が復活して文科国文学部が設置された。師範家政学部の卒業生には「高等女学校及び女子師範学校の教員として無試験検定を受くる特典」が与えられた(二頁)。第二章「科部 科目 修業年限」、第四章の「科目配当及び時間」も大きく変わった(八頁〜三二頁)。

・修業年限は「予科一ヶ年」「本科三ヶ年」から、全学部「四ヶ年」となった(二頁)。ただし、「学力優秀にして本校所要の学業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す」「師範家政学部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す」(第十九条)という条項が加えられ、三ヶ年で卒業する場合もあった(一〇頁)。五ヶ年で卒業することも可能であった。

・予科が廃止されたことにより、四ヶ年制の官公私立高等女学校の卒業生にも直ちに学部への入学資格が

与えられた（それまでは五ヶ年制の卒業者のみ入学）。ただし、師範家政学部のみ五ヶ年制の高等女学校等の卒業が条件とされた（三二・三三頁）。

・卒業証書の書式が変更され、学部担任教授全員の署名がなくなり、校長と学監のみの署名となった（三二頁）。

・「第十二章 寮規」中に自宅からの通学者以外はすべて入寮すること、特別の事情があつて入寮できない者は通学願書を提出することが明記された（四〇頁）。

### 三 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」（大正七年度用）

・大きさは22×15cm。「規則」五二頁の後に「入学志望者学習科目選択の心得」二七頁が合冊。天地、左右をカットした。

・表紙には 大正七年五月印刷 と印刷。本規則は、年度の初旬に印刷されたものであるから、当該年度の規則を反映しているものと判断できるが、新しく合冊された「学習科目選択の心得」には「入学志望者」と記されていることから、次年度（大正八年度）の入学希望者に向けたものと考えられる。

・規則部分については大学校職員及び附属高等女学校職員欄に変更があつた以外、内容は二と同じ。

・新しく合冊された「入学志望者学習科目選択の心得」には、新学則の三綱要、学則の編成法、科目の選択編制の方法、学習時間の割合、学習課程編制の範例（家政学専攻・英文学専攻・国文学専攻・師範家政学専攻の五例）が詳細に記されている。

#### 四

「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」(大正九年度用)

・大きさは22×15cm。「規則」五九頁の後に「入学志望者学習科目選択の心得」二七頁が合冊。天地、左右をカットした。

・表紙には 大正八年十二月印刷 と印刷。冒頭に「入学志願者心得」の頁があり、入学願書の受付は「一月八日より開始し三月十日を以て期限とす」と明記されていることから大正九年度入学志願者用に準備されたものと判断できる。

・大正八年三月に創立者成瀬仁蔵が没し、四月に第二代校長として麻生正蔵が就任後に印刷された規則書である。規則条項そのものは変っていないが、冒頭に掲げられている学校の概要が大きく書き改められた。従来からある「教育の方針」「教育の主義」に加えて「教育の目標」「教育の原理」「教育の方法」「本校の体育」などの項目が立てられ、より詳細に、具体的に創立者の精神や本校教育の目指す所が記された(一〜七頁)。「教育の方針」には、「人間として婦人として国民として」の三方面からの教育に、新たに「個人として」が加えられて「四方面」からとされた。「良妻」「賢母」の言葉は用いられなくなった(三頁)。「教育の原理」には、成瀬仁蔵が死の直前に認めた「信念徹底」「共同奉仕」「自発創生」の三つの原理が記された。そして第一の原理を「信念徹底」とし、第二に「共同奉仕」と「自発創生」の二つの原理が並置する所以が記されている(四・五頁)。

(成瀬記念館)



大正四年十二月印刷

# 日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校  
規則、附屬豐明幼稚園規則

# 大學部學科選擇に關する注意

本年度生徒を募集する學部學科と其特色の概要とを左に紹介す。  
入學志望者は自己の境遇性質等に参照して熟考の十入學志望の學部學科を選定せらるべし。

## 一家政學部本科第一學年級及び豫科

本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を施し、母たり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを養成し、家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の家庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにして、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの弊を避け、勉めて理論と實際とを調和せしめ、堅實にして活用ある婦人を養成せんとするものなり。

## 一英文學部本科第一學年級及び豫科

本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國に於ては、之に加ふるに日進月歩の知識を傳播するの要具として、普く中等以上の學校に採用せられ、而かも文學としては最も高尚健全なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つ其活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の教科書にて諸種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の知識を收得し擴張するの力を得せしめ、又後來女子の家庭教育上大に之を利用して母たるの職務を有効に完成するの用に供せしめ、或は英語教師とし一身を支持するの學力を得せしむ。

## 一教育家部家政科<sup>第一部</sup>本科第一學年級及び豫科

本學部は主として後來教師たらんと欲する希望者の爲めに設けたるものなるも、女子は自然の教育家たるものなれば、教師志望者にあらざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備資格を修めんとする者にして、本學部の學科中自己の性質に適するものあらば宜しく選擇すべきなり。

家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部省より無試験にて家事科の中等教員たるの資格を授けらるゝと同時に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係ある物理化學を研究し、第二部に於ては婦巧として最も大切なる裁縫を學び、以て家庭の母たり主婦たる者の必要なる知能を開發する事を得るなり。

# 入學志願者心得

## 入學に關する事項

一、本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第二十一條参照)

一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健全並に品行に關する證明書

一、卒業書若しくは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書

二、修業年限四箇年の高等女學校卒業生若しくは專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一箇年以上の學歴を有する者に課する特別入學試驗科目は左の如し(規則書第十九條第二十條参照)

家政學部 國語 〔講讀、文典〕 算術、物理、化學

文學部 國語 〔講讀、文典〕 算術、歷史 〔日本、東洋〕 物理

英文學部 國語 〔講讀、文典〕 算術、歷史 〔日本、東洋〕 物理、英語

教育學部文科 國語 〔講讀、文典〕 算術、歷史 〔日本、東洋〕 物理

教育學部理科 國語 〔講讀、文典〕 算術、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

三、修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若しくは専攻科に在學したる者は前項の試験科目中補習科若しくは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何若しくは代數を以て之に代ゆことを得

四、前項に依り特別試験の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若しくは専攻科に於ける修業學科授業時數、程度、教科書を記したる當該學校の證明書を差出すべし

五、英文學部の英語入學試験の程度は左の如し

### 英文學部本科

スラックチックの程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

### 同豫科

ナショナルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

六、大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

七、各學部選科入學試験科目は左の如し(規則書第二十二條参照)

國語 〔講讀、文典〕 算術、植物、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右學科目の外第五項規定の英語試験を要す

八、各學部本科二學年以上は一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

十、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若しくは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外に學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若しくは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健全並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願書差出の後病氣若しくは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滞なく其旨届出づべし

十三、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容易に許可せず志願者は入學願書差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す

十四、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

十五、入學試験時間割及び受験者心得は試験期日一週間前本校内に掲出す

十六、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若しくは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十七、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

## 入寮通學に關する事項

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべき家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當と認めたる場合には通學を許可す

十九、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし

二十、通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし

但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置くべし

## 日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに任り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての自分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を奨励し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に徳育に於ては自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部左の如し

家政學部	修業年限豫科一ケ年	本科三ケ年
文學部	同	同
英文學部	同	同
教育學部	理化數學科	同
同	博物科	同
同	家政科 <sup>第一部</sup>	同
同	家政科 <sup>第二部</sup>	同
同	文科	同
附屬高等女學校	同	五ケ年
附屬豐明小學校	同	尋常科六ケ年
附屬豐明幼稚園	滿四歲ヨリ滿六歲マデ	

○特典 教育學部家政科第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり  
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 家政科第一部 家事
- 一 家政科第二部 家事

○資格

- 一 修業年限四ケ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして豫科に入學し四ケ年間に在學卒業したる

者

一 修業年限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間に在學卒業したる者

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し（規則第十九條第四項參照）三ヶ年間に在學卒業したる者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と

協議の上前記一切の資産を以て財団法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行為をなして左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財団法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他的規定は別に之を定む

### 二 名稱

第三條 本財団法人の名稱は私立日本女子大學校とす

### 三 事務所

第四條 本財団法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

### 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財団法人を設立せんが爲めに地所建物業具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第二號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財団法人に拂込まるゝ資金及び本財団法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財団法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財団法人設立の上は債務の更改をなし本財団法人の負擔に歸屬せしむ



第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持経費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て

其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

## 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立

者之を托囑す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至りたる

ときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑托し又全員

缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

侯爵 蜂須賀茂詔

伯爵 土倉庄三郎

伯爵 大隈重信

伯爵 大倉孫兵衛

伯爵 岡部長職

伯爵 權山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

理事

敎務委員

敎務委員

監事  
財務委員

財務委員

男爵

侯爵

男爵

男爵

男爵

村井吉兵衛

久保田讓

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

澁澤榮一

廣岡淺子

廣海二三郎

廣瀨實榮

森村市左衛門

住友吉左衛門

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

## 第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育部の科目は左の如し

### 第一 家政學部

必修科目 修身、心理及教育、生理及衛生、應用理化、家事、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝、

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畫、

## 第二 文學部

必修科目 修身、心理及教育、歷史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操

選修科目 料理、音樂、圖畫

## 第三 英文學部

必修科目 修身、心理及教育、英語、國文、歷史、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

## 第四 教育學部を分て四科とす

### 理化數學科

必修科目 修身、心理及教育、數學、物理及化學、英語、家事、體操

隨意科目 圖畫、音樂

### 博物科

必修科目 修身、心理及教育、博物、英語、家事、體操

隨意科目 圖畫、音樂

### 家政科

#### 第一部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、物理及化學、數學、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

#### 第二部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、應用理化、裁縫、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

文科

必修科目 修身、心理及教育、國語、漢文、歷史、英語、體操  
隨意科目 圖畫、音樂

第八條 本校各部の修業年限は豫科一ケ年本科三ケ年とす

### 第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日 曜日

秋季皇靈祭

天長節祝日

神嘗祭

新嘗祭

十月十七日

十一月二十三日

十月三十一日

紀元節  
皇后陛下御誕辰

二月十一日  
六月二十五日

春季皇靈祭  
本校創立紀念日

四月二十日

第四章 授業時間 學科課程

第十三條 各部の學科課程及授業時間は左の如し

家政學部豫科

科		目		授業時間	科		目	授業時間
修身	實踐倫理	國語及漢文	講讀、作文、文法	九	圖	書	圖	二
英語	講讀、文法	英語	講讀、文法	五	音	樂	唱樂、樂器練習(隨意)	二
數學	代數、幾何	裁縫	裁縫	三	體操	普通體操、遊戲體操、容儀體操	裁縫	二
裁縫	裁縫	計		三				二九

文學部豫科

家政學部豫科に同じ

英文學部豫科

科		目		授業時間	
修身	實踐倫理			一	
英語	普讀、譯解、會話 書取、作文、文法			二三	
國語	講讀、作文、文法			二	
計		體操		授業時間	
		普通體操、遊戲體操 教育體操、容儀體操		二	
二八					

教育學部理化數學科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部博物科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部家政科第一部豫科

家政學部豫科に同じ



教育學部家政科第二部豫科

科		目		授業時間		科		目		授業時間			
裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	七	計	體操	普通體操、 教育體操、 容儀體操	二	三〇	國語及漢文	講讀、作文、文法	六	二
英語	講讀、文法	英語	講讀、文法	五	音	樂	唱樂、樂器練習(隨意)	二	二	修身	實踐倫理	一	二
數學	代數、幾何	數學	代數、幾何	三	體操	普通體操、 教育體操、 容儀體操	二	二	國語及漢文	講讀、作文、文法	六	二	

教育學部文科豫科

家政學部豫科に同じ

家政學部本科

必		科		授業時間		授業時間		授業時間	
修身	二年	第一學年	第一學年	二	同上	第二學年	第三學年	二	二
倫理	實踐倫理	倫理	實踐倫理	二	同上	實踐倫理	實踐倫理	二	二

修 選		目 科 修 必											
法	美	歷	應	計	體	料	英	國	經	家	應	生	心
制	術	史	用		操	理	語	文	濟	事	用	理	理
	史	史	博	二	二	四	五	二		二	二	二	二
	本	西	應	二	普 通 體 操 、 容 儀 體 操 、 遊 戲 體 操	西 日 洋 本 料 料 理	講 讀 、 文 法	作 文 學 概 論		二 家 事 ( 實 習 一 回 )	二 應 用 理 化 學	二 生 理 學	二 心 理 學
	邦	洋	用	三	二	四	五		二	二	二	二	二
	美	洋	博		同	同	同		二	二 家 事 ( 實 習 二 回 )	二 同	二 家 庭 人 衛 生	二 教 育 學
	術	史		三	上	上	上		家 庭 經 濟 學		上		
	史	史		三	二	四	五			二	二		二
	二	一		九	二	四	五			二	二		二
	法	西			同	同	同			二 家 事 ( 實 習 二 回 )	上		二
	制	洋			上	上	上						兒 童 家 庭 教 育 研 究

隨 意 科 目					科 目		
圖	音	國	漢	哲	園	裁	禮
畫	樂	文	文	學	藝	縫	法
			二	一		四	一
						裁	禮
						縫	法
		一	二	一		四	一
						同	同
						上	上
		一	二	一	二	四	一
					園	同	同
					藝	上	上

文學部本科

必				科 目	授 業 年
歷 史	心 理 及 教 育	修 身	時 間		
八	二	二	授 業 時 間	第一學年	第一學年
西 本 邦 史 (四)	心 理 學 (四)	倫 理 學 (四)		第二學年	第二學年
四 同	二 教 育 學 (二)	二 同 上 (二)	授 業 時 間	第三學年	第三學年
	二 兒 童 研 究	一 實 踐 倫 理			

英文學部

必				目科修選			目科修										
修	身	科	年	目	學	時間	授業	圖	音	料	計	體	英	漢	國	國	人
二	倫	實	第一	時間	授業	二	第一學年				二八	二	五	二	七		
	實	踐	學									普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	講讀、文法	講讀	及修辭學、文學概論、文(二)	國文學史(三)	
二	同	上	第二	時間	授業	二	第二學年				二七	二	五	二	四	六	
												同	同	同	同	同	本邦人文史(三) 附東洋人文史(三) 西洋人文史(三)
二	實	踐	第三	時間	授業	二	第三學年				二七	二	五	二	五	一〇	
	實	踐										同	同	同	同	同	上(五) 上(五) 上(五)

目 科 修 選					目 科 修							
料	園	美	生	漢	哲	計	體	料	歷	國	英	心
理	藝	術	理	文	學		操	理	史	文	語	理
		史	及		及							及
			衛		哲							教
			生	講	學	二	二	三	一	二	一	二
			理	讀	總	四	普	料	西	講	散	心
					論		通	理	洋	讀	文、	理
							體		史	、	美	學
							操			時	文、	
							容			文	文、	
							修			典	講	
							體			講	讀	
							操			文		
										文		
二		二	二	二	一	二	二		一	二	一	二
		西	衛	同	哲		同		同	翻	修	教
		洋	生	上	學		上		上	譯	同	育
		美			史					學	辭	學
		術								文	學、	學
		史								上	作	學
										上	文	
二	二					二	二		一	一	一	二
	園					〇	同		同	翻	文	二
	藝						上		上	譯	同	兒
											文	童
											學	庭
											史、	教
											作	研
											文	究
											上	育

教育學部理化數學科本科

必 修 科 目						
體 操	家 事	英 語	物 理 及 化 學	數 學	心 理 及 教 育	修 身
二	二	五	五	五	四	二
普通體操、遊戲體操、容儀體操	家事	五講讀、文法	五物理化學	五算術、代數	心理學、教育史	實踐倫理
二	二	五	五	五	四	二
同	同	同	同	代數、幾何	教育法、教授法	同
上	上	上	上	上	上	上
二	二	五	六	四	四	二
同	同	同	同	三角	管理法、兒童研究、當今内外の教育問題	實踐倫理
上	上	上	上	法		

隨 意 科 目			
圖 畫	音 樂	法 制	應 用 理 化
			二
			二
		二	二
		法 制	

第二學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し各週實地教授の練習を課す

目科意隨		計
音	圖	
樂	畫	二五
		二五
		二五

教育學部博物科本科

目 科 修 必							科 目 學 年	授業 時間	第一學年	授業 時間	第二學年	授業 時間	第三學年
計	體 操	家 事	英 語	博 物	心 理 及 教 育	修 身							
二五	二	二	五	一〇	四	二	第一學年	二五	二	第二學年	二五	二	第三學年
	普通體操、 教育體操、 遊戲體操、 容儀體操	家事	講讀 文法	植物(六) 動物(四)	心理學 教育學 倫理學 社會學	實踐倫理				動物(二) 植物(二) 地質(二) 生理衛生(六)	教育法、 保育法、 教授法		管理法、 兒童研究 當今内外の 教育問題
二五	二	二	五	一〇	四	二	第二學年	二五	二	第三學年	二五	二	第三學年
	同上	同上	同上	同上	同上	同上				同上	同上	同上	同上

隨意科目	
音	圖
樂	畫

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

教育學部家政科<sup>第一部</sup>本科

修		必			科	目	年	授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
部二第	部一第	料	家	心									
裁	應用理化	數	物理化學	物理化學	家事	心理及教育	身	二	倫實	二	倫實	二	倫實
縫		學	學	學	事	育		二	理倫	二	理倫	二	理倫
一二	二	四	八	一	二	二	二	二	學學	二	學學	二	學學
裁	物理化學(實驗一回)	代數、三角法	物理(四)(實驗一回) 化學(四)(實驗一回)	料理(實習一回)	家事(實習一回)	心理學	倫理學	二	倫理學	二	倫理學	二	倫理學
縫													
一二	二	四	八	一	二	二	二	二	同上	二	同上	二	同上
同	同上	代數	同上(實驗二回)	同上	同上(實習二回)	教授法	同上	二	同上	二	同上	二	同上
上													
一二	二		八	一	二	四	二	二	同上	二	同上	二	同上
同	同上		同上(同上)	同上	同上	教授法、管理法 教育演習	實	二	同上	二	同上	二	同上
上							踐						
							倫						
							理						



教育學部文科学科

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し實地教授の練習を課す

必		科		目		科						
修	身	時間	授業	音	圖	計		體	英	國	經	生
						第二部	第一部					
二	倫	二	第一學年			三〇	二八	二	三	二		二
實	踐							普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操	三	二		生
理	倫								講	講		理
學	理								讀、文法	讀、作文		學
二	同	二	第二學年			三〇	二八	二	三	二		二
上								同	同	同		衛
								上	上	上		生
二	實	二	第三學年			三〇	二六	二	三	二		二
實	踐							同	同	同		經
倫	理							上	上	上		濟
												學

科目意隨		修 科 目						
音	圖	計	體	英	歷	漢	國	心理及教育
樂	畫		操	語	史	文	語	
		二九	二	三	五	五	一〇	二
			普通體操、遊戲假操、教育體操、容儀體操	講讀、文法	東本、洋邦、史史	講讀	講讀、文法、作文	心理學、理學
		二九	二	三	五	六	九	二
			同	同	西東本、洋洋邦、史史史	同	文講讀、文法、作文、學史	教育學、教授法、法學
		三〇	二	三	四	六	九	四
			同	同	西本、洋洋邦、史史	同	同	教授法、管理學、演習法
			上	上	史史	上	上	

第二學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

第五章 及落 卒業

第十四條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十五條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教 授 姓

(當該學部擔任教授署名す)

名 印

各教授の證明に徴し此書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏  
學 監 氏

名 名  
印 印

印

### 第六章 入學 在學

第十七條 定期入學は每學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし

第十八條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫  
圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

但し英文學部豫科に入學するものは英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、專門學校入學者檢定規程に依り無試験檢定を受くる資格を有する者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に於ては英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當なりと認めたる者に對し學力檢定の上入學を許可す

一、本校附屬高等女學校卒業生

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一、師範學校卒業生

一、修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歴を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し  
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華士族平民何某  
姉何妹女

何

生年月日

誰

私儀御校何學部(本科)へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歴書相添へ  
此段相願候也

年 月 日

右

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濠紙)

履 歷 書

本 籍 縣 府 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某  
姉何妹女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歳 より 何 歳 迄 何 地 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業  
一何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す  
一.....

賞罰

右之通に候也

年月日

右  
何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府

國 市區町 村 番地

華士族平民何某

何 姉何 姉女

生年月日 誰

三收印  
紙入錢

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人  
に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也  
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍 族

職 業

年 月 日

保證人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 特待生

第三十條 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

## 第九章 選科生

第三十一條 各學部の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

## 第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす



第三十七條 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第三十九條 研究科生は校長の許可を得参考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十二條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第十一章 科外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第四十四條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十五條 專問の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第四十六條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第四十七條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

## 第十二章 學費

第四十八條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

## 一、臨時受験入學者 金貳圓

第四十九條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十一條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十二條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第五十三條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十三章 寮 規

第五十四條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自修

自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第五十五條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五十六條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第五十七條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第五十八條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし  
 第五十九條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め  
 日用の常識を養はしむ

第六十條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし  
 但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	七圓
折衷寮	寮費	貳圓	食料	七圓
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢	食料	九圓

第六十一條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

入 寮 願	
住 所	何 學 部 何 年 生
姓 名	姓 名
年 月 日	現 住 所
日本女子大學校長氏名殿	右父兄若くは保證人
謹 印	何

右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相願候也

生 徒 心 得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

- 一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き温順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし
- 一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通思として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし
- 一 一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

### 本校職員 (イロハ順)

校長	成瀬仁藏
學監	麻生正藏
教授	東洋史、漢文學
同	家事
同	裁縫
同	本邦史、國文學
同	本邦人文史
文學博士	市村瓊治郎
文學博士	井上秀
文學博士	犬飼由之
文學博士	萩野由之
文學博士	芳賀矢一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

植 物 學  
國 文 學  
生 理 學  
西 洋 美 術 史  
博 文 物  
國 文 學  
漢 學  
數 學  
衛 生 學  
兒 童 研 究  
動 物 學  
教 授 法、管 理 法  
國 文 學  
倫 理、教 育  
應 用 化 學  
經 濟 學  
法 制  
西 洋 歷 史  
西 洋 人 文 史  
英 語、英 文 學

パチエラー、  
オブ、アーツ  
醫學博士  
醫學博士  
文學博士  
理學博士  
醫學博士  
醫學博士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士

服 部 他 助  
穗 積 銀 助  
大 澤 謙 二  
大 塚 保 治  
渡 瀨 庄 三 郎  
渡 邊 英 一  
川 野 健 作  
榊 正 萱  
横 手 千 代 之 助  
高 島 平 三 郎  
高 倉 卯 三 郎  
棚 橋 源 太 郎  
武 島 又 次 郎  
成 瀨 仁 藏  
長 井 長 義  
中 隈 敬 藏  
中 村 進 午  
村 川 堅 固  
浮 田 和 民  
ミス、ウオーズ、ウオルス

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

體	本	圖	植	國	漢	衛	教	體	英	園	英	倫	料	物	物	心	英	英	植
	邦		物	文學、和	文學、國	生	育			藝		理學、心理學、教育學	理	理、化	理	語、英	文	文	物
操	史	畫	學	歌	學	學	學	操	語	學	語		學	學	學	學	學	學	學

文學士	理學博士	醫學博士	農學士 マスター、オ ブ、アーツ	文學博士	理學士
-----	------	------	------------------------	------	-----

白	重	白	三	三	三	三	湯	木	岸	佐	ミ	麻	手	近	後	福	ミ	松	草
井	田	濱	宅	宅	輪	宅	本	內	本	々	ス、ア	生	塚	藤	藤	來	ス、フイ	浦	野
規	定		驥		田		武		能	木	ズ	正	か	耕	牧	友	リッ	政	俊
矩					眞		比	愛	武	祐	バン	藏	ね	藏	太	吉	プ	素	助
郎	一	徵	一	龍	佐	秀	古	太	太	郎									

會 庶 教 幹 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 囑 同 同 同 同 同 同  
 託 師  
 計 務 務 事

英 國 文 學 語  
 國 文 學  
 國 語、漢 文  
 教授法、管理法  
 國 文 學  
 數 理 學  
 西 洋 料 理  
 造 花  
 造 花  
 ビ ア ノ  
 ヲ アイ オ リン  
 薙 刀  
 茶 道  
 生 花  
 日 本 料 理  
 琴

文學博士  
 文學士  
 文學士

島 田 重 祐  
 下 村 由 己  
 弘 岡 正 直  
 森 根 隆  
 關 本 福 吉  
 千 邊 鎌 隆  
 渡 邊 支 枝  
 金 子 支 吉  
 遠 山 也 久  
 久 野 孝 久  
 安 達 孝 久  
 矢 澤 孝 久  
 松 浦 恒 久  
 兒 島 文 茂  
 赤 堀 文 茂  
 佐 藤 佐 久  
 塘 藤 佐 久  
 上 野 茂 太  
 大 野 茂 太  
 長 谷 川 正 太  
 谷 川 正 太

庶教

務務

科外講師

校醫

東洋内科醫院長  
耳鼻咽喉科病院長

文學博士

男爵

藥學博士

文學博士

醫學博士

文學博士

醫學博士

文學博士

醫學士

ドクトル

佐相寅藏  
中村たきよ

井上哲次郎

戸川安宅

神田乃武

田原良純

坪内雄藏

中濱東一郎

中川謙二郎

村井知至

上田萬年

青山胤通

三上參次

高田畹安

小此木信六郎

前田園



# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	科 目		時間	學年
		第一學年	第二學年		
六	一	一人倫ノ要旨	一	同上	同上
六	一	同上	同上	同上	同上
六	一	同上	同上	同上	同上
六	一	同上	同上	同上	同上
六	二	同上	同上	同上	同上
五	二	同上	同上	同上	同上
五	二	同上	同上	同上	同上
五	二	同上	同上	同上	同上
五	二	同上	同上	同上	同上

英語	五	讀方、譯解、會話 書取、習字、文法	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上		
歷史地理	四	日本歷史 日本地理	二	同	上	一	世界地理	上	二	世界地理	上	二	西洋歷史	上	三	西洋歷史	上	二	西洋歷史	上	二	西洋歷史	上	二	西洋歷史	上	二	西洋歷史
數學	二	算術	二	同	上	二	同	上	二	同	上	二	幾何	上	二	幾何	上	二	幾何	上	二	幾何	上	二	幾何	上	二	幾何
理科	二	植物、動物、 礦物	四	同	上	四	物化	上	二	物化	上	二	衛生	上	二	衛生	上	二	衛生	上	二	衛生	上	二	衛生	上	二	衛生
家事	一	雜事	一	同	上	二	衣、食、住	上	二	衣、食、住	上	二	經濟、看護法、 養老、實際	上	二	經濟、看護法、 養老、實際	上	二	經濟、看護法、 養老、實際	上	二	經濟、看護法、 養老、實際	上	二	經濟、看護法、 養老、實際	上	二	經濟、看護法、 養老、實際
裁縫	三	縫方、裁方 繕方	三	同	上	三	同	上	四	同	上	四	同	上	四	同	上	四	同	上	四	同	上	四	同	上	四	同
圖畫	一	自在畫	一	同	上	一	同	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫	上	一	幾何畫
音樂	二	單音唱歌	二	同	上	二	複音唱歌	上	二	同	上	二	同	上	一	同	上	一	同	上	一	同	上	一	同	上	一	同
體操	三	體操、教練、 遊藝	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同
計	三〇		三〇			三〇			三〇			三〇			二九													

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す  
 第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 以 上 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 兄 父 の 職 業

一 何 年 何 月 以 上 何 年 迄 何 學 校 に 在 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 上 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 .....

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

誰

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一個年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五節 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者 金 壹 圓

一臨時受験入學者 金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八 圓 第二學期 八 圓 第三學期 一六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することと許可することあるべし  
第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

七圓七圓

本校職員員 (イロハ順)

學校 主幹 教諭  
校長 監事 幹事 諭事

音 國語、家  
國語、家  
英、裁  
英、裁  
國語、縫  
國語、縫  
數學、縫  
數學、縫  
科學

成 瀨 仁 藏  
麻 生 正 藏  
松 浦 政 泰  
塘 藤 茂 太 郎  
伊 積 銀 鈴  
穂 間 哲  
本 山 じゆ  
小 木 じゆ  
若 邊 英 一  
渡 邊 英 一  
樺 邊 英 一  
輕部 正 董  
も

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

理理數國修英國圖體體國國英家英英體地歷英體圖  
身、  
理 史、  
理 歷國

科科學語科語語畫操操語語語事語語操史語語操畫

鈴瀨檜弘平島下白白木西雨丁手小小黑野內長高高  
木越山田野田村濱井內洞森塚池泉田村田澤桑橋  
ふ 由 重 規 た ち か 實 や コ ハ ど ハ  
さ 矩 み ミ す  
秀へ繁己濱祐莢徹郎愛のチ春ね惠よトナ敏しナ勇

# 附屬豐明小學校規則

## 第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學校の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修 身	教 科 目	
	學 年	每 週 時間
二 旨	第一學年	每 週 時間
二 同	第二學年	每 週 時間
二 同	第三學年	每 週 時間
二 同	第四學年	每 週 時間
二 同	第五學年	每 週 時間
二 同	第六學年	每 週 時間



唱	圖	理	地	日本	算	國	
歌	畫	科	理	歷史	術	語	
一	一				四	八	
單 音 唱 歌	平 易 ナ ル 形				乘方方ケ圍ノ二 除及、ル内數十 加書數ニ以下 減キヘ於範下	シ リ キ ミ 通 易 假 發 音 、 方 方 方 方 文 ナ 名 及 、 ノ ル ノ ル 、 話 綴 書 讀 普 近	
一	一				五	二	
同	同				加書ル内數百 減キ數ニノ以下 乘方ヘ於範下 除及方ケ圍ノ	シ リ キ ミ 通 易 文 常 假 方 方 方 方 文 ナ 字 須 名 、 、 、 、 ノ ル 及 知 、 ノ ル 、 話 綴 書 讀 普 近 ノ 日	
一	一				五	三	
同	形 體 簡 易 ナ ル				減通 乘常 除ノ 加	話綴書讀普近ノ日 シ リ キ ミ 通 易 文 常 方 方 方 方 文 ナ 字 須 知 、 、 、 、 ノ ル 及 知	
一	一				五	三	
同	同				加書呼及減通 減キビ小乘常 方方數除ノ 及、ノ、加	同	
一	一				四	九	
單 音 唱 歌	同 上	二 現 象 又 自 然 ノ 物 動	一 植 物 、 礦 物 動	一 ノ 日 本 地 理 大 要	一 ノ 日 本 歷 史 大 要	數 易 ナ ル 小 簡 幣 及 時 ノ 計 算 、 度 量 衡 貨 除 加 減 乘 除	綴 リ 方 、 書 キ 方 、 讀 ミ 方 、 普 通 文 ノ ノ 日 常 須 知 、 文 字 、
一	一				四	九	
同	同	二 同	一 同	一 前 學 年 ノ 續 キ	一 前 學 年 ノ 續 キ	比 例 簡 易 ナ ル 小 數 分 數	同 上

體操	三遊戲	三同	上	三遊體操戲	三同	上	三普通體操戲	三同	上
手工	二簡易ナル 細工	二同	上	二同	上	二同	二同	上	二同
裁縫							二運針法 通常ノ衣 類ノ縫方	二同	上
計	三	二四	二七	二七	二元	二元	二元	二同	上
							二通常ノ衣 類ノ縫方、 裁縫ヒチ	二同	上

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍縣國郡市區町村番地

華士族平民何某何姉女

何

生年月日

誰

右之者御校附屬豐明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

現在所

右父兄、或は後見人

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本 籍 縣 府 國 市 區 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園

右之通に候也

右父兄

年月日

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

### 第五章 學費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

## 附屬豊明幼稚園規則

### 第一章 總則

第一條 附屬豊明幼稚園は幼児心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に質するものとす

第二條 降屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

### 第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

### 第三章 定員 入園 退園

第六條 幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙美濃紙)

### 經歷書

幼兒 何

某

一族籍 北海道何市區何町何番地 華士族何某 幾男女弟妹等

一住所 東京府何區何町番地 何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

一 出生年月日

一 養食品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一 養育せし場所 自宅 乳母宅等

一 痘 種痘或は天然痘

一 生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一 兩親の年齢及健否

一 兄弟姉妹の數及健否

一 食物其他の好惡

一 氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

右  
後父  
見兄  
何

年 月 日

某

第九條 入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在園證書

北海道何國何郡區何町番地何  
何府縣何市何村番地何  
華族何  
士族何  
平民何  
兄弟姊妹等

某

生年月日 某

印收三  
紙入錢

印

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族  
何府縣 平民

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右保證人 何

某印

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其理由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

### 第五草 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

小學校主事

同教員

同

同

同

同

文學士

河野清九  
藤原千代  
小野ちやう  
宇都宮多歌  
小川はる  
川口春枝

同 同 同 同 幼稚園 同 同 同  
保 姆

主  
任

吉 古 青 市 甲 那 横 高  
田 谷 木 原 賀 須 田 桑  
け よ ト つ 左 ハ ハ  
い ね シ え 藤 馬 ル ナ



東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

大正六年三月印刷



# 日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

## 日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追うて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養鍊磨の地たり

○教育の方針 本校教育の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間の人間たる所以の眞髓たる人格を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる性格を養はしめ以て人間としての本分を盡さしめ兼ねて人類の進展に參加せしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の任務を盡さしめんとするに在り

○教育の主眼 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を獎勵し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら研究し實驗し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく前項記載の三方面に對するの任務を完うするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要な智力を鍊磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に本校教育の輻軸たる精神教育に信念涵養を根本基礎とし人格の發展性格の

建設に努め各生の個性に應じて適切有効なる指導を與ふると同時に自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職責を盡すの良習を養成せしめんとす

○科及び部 現今開設せる科及び部左の如し

文 科 國文學部 修業年限 四ケ年

同 英文學部 同 同

實 學 科 家政學部 同 同

同 師範家政學部第一部 同 同

同 同 第二部 同 三ケ年

附屬高等女學校 修業年限 五ケ年

附屬豊明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豊明幼稚園 滿四歳ヨリ滿六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文

部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 師範家政學部第一部 家事

一 同 第二部 家事

○資格

一 修業年限四ケ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校試験檢定合格を有する者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するもの外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交る／＼庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物業具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

## 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

## 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

## 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議

員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

敬務委員

侯 爵 蜂須賀茂詔

侯 爵 土倉庄三郎

侯 爵 大隈重信

子 爵 大倉孫兵衛

子 爵 岡部長職

伯 爵 樺山資紀

成 瀬仁藏

村山龍平

村井吉兵衛

法學博士 奧田義人

男 爵 久保田正藏

麻生正藏

理事

敬務委員



教務委員

監事  
財務委員

財務委員

侯

男

男

男

男男

爵

爵

爵

爵

爵爵

西園寺公望

北畠治房

三井八郎右衛門

澁澤榮一

廣岡淺子

廣海二三郎

廣瀬實榮

森村市左衛門

住友吉左衛門

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

## 第二章 科部科目修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科( )の三科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ( )

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、體育部、農藝部、商業部の五部とす

但し當分家政學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす  
實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一圓にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙餘力ある場合に學監の許可を得て各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一圓の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は學監の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當数の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

### 第一文 科

#### 一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

#### 二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

#### 三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

#### 四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學評論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

#### 五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

#### 六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

#### 七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

#### 八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

### 第二 理科

#### 一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

#### 二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

#### 三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

### 第三 實學科

#### 一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

#### 二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

#### 三 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢査法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

#### 四 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

#### 五 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

## 第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十二條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月十日ヨリ七月十日ニ至ル

第二學期 九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

第三學期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第二十三條 定期休業ハ左ノ如シ

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

春季休業 四月一日ヨリ同月九日ニ至ル

第二十四條 定日休業ハ左ノ如シ

日 曜 日

秋季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節祝日

十月三十一日

新嘗祭

十一月二十三日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

六月二十五日

本校創立記念日

四月二十日

### 第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

## 第一 文科

# 一、教育學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等 育女 學法 校			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期 二
國語教授法				第一、二學期 二
英語教授法				第一、二學期 二
社會教育			二	
教育 史		二		
教育制度及法令				第一、二學期 二
兒童研究			二	

# 二、哲學部



科目	第一	第二	第三	第四
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二	二	
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	
美術史		二		
論理學		二		
宗教學概論			二	
現代哲學思潮				二
國民道德				第一、二學期 二

三、國文學部

科目	第一	第二	第三	第四
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二	二	
上代國文學				二
國文學史			二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

#### 四、英文學部

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解	三	三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

#### 五、文學部

## 六、史學部

東 洋 史	本 邦 史	科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
				一	一	一
				三	三	三

近 代 詩 歌	近 代 小 說	近 代 脚 本	近 代 散 文	近 代 文 學 思 潮	音 聲 學 概 論	言 語 學 概 論	文 學 原 理 論	科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
						二						
			二		二		二					
	二	二		二								

## 七、社會學部

西洋史	二	二	二	二
史學概論	二			
人文史			二	二
地理學	二			

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
經 濟 學		二		
本 邦 法 制			二	
社 會 學 概 論		二		
應 用 社 會 學			二	
人 類 學		二		
國 勢 研 究				二
家 族 研 究			二	

第二理科

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
本邦畫	一	一	一	一
西洋畫	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
ピアノ	一	一	一	一
オルガン	一	一	一	一
ヴァイオリン	一	一	一	一
琴	一	一	一	一

八、美術部

婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

# 一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

# 二、理化學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三、博物學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年
生 物 學 概 論	二			
家 庭 博 物 學	二			
植 物 學		三	三	二
動 物 學		三	三	二
生 理 衛 生 學	二			
家 庭 微 菌 學	一			
地 質 鑛 物 學				二
天 文 氣 象 學				二
自 然 研 究				二

第三 實 學 科

一、家 政 學 部



科 目	食 物 原 料	食 物 化 學	食 物 調 理	應 用 營 養 學	食 物 經 濟	食 物 衛 生	料 具 及 器 具 理 用 及 食 研 究 器	料 理	衣 服 原 料	衣 服 經 濟	衣 服 衛 生	衣 服 調 製	洗 濯
第 一 年													
第 二 年							三				第 二、 三學 期 三五		
第 三 年				三			三						
第 四 年				三			三						

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 内 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四・	
							第二、三學期二				二	四	
第一、二學期二	第三學期二	二		第三學期二						第一、二學期二	二	四	
			二										四

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第一部

第四裁縫	第三裁縫	第二裁縫	茶道	生花	社交及禮法
	二	二			
			一回	一回	一
			一回	一回	
四	二		一回	一回	
四	二	二	一回	一回	

部	倫理學	計	全體必修科目		科目	科目
			實踐倫理	體操		
		四	二	二	第一	第一
	二	四	二	二	第二	第二
	二	四	二	二	第三	第三
		四	二	二	第四	第四

攻 專 主				小	計	科目基礎共通學部家政				計	目科修必分		
育兒法	食物研究	住居研究	衣服研究			家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學		英語	國語	心理學
				二二	八	一	二	三	二	九	三	四	二
		第二、三學期二	第一、三學期三五	九						五	三		
第三學期二	三			六						二			
	三			四									

## 第二部

必修部分	科目	全體必修	科目		科目
			體操	實踐倫理	
心理學	倫理學	計	二	二	第一、二、三年
二	四	二	二	二	二
二	四	二	二	二	二
二	四	二	二	二	二

合計	計	科目			
		料理	教育學	家庭管理	看護養老
二二					
一七	八	三			
一六	一〇	三	中等女學校教育法 教育學概論二		第一、二學期二
一四	一〇	三	一般教授法 家專教授法二		二

主 事 攻 科						小 計	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目				計	英 語
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		
				第 二、 三學 期二	第 一、 三學 期三 五	一 七	八	一	二	三	二	五	三
	第 一、 二學 期二	第 三學 期二	三			九						五	三
二			三			六						二	

目	計	
	教育學	物理
教育學概論	二	
中等女學校教育法	三	
家一般教授法	三	
二	一〇	
合計	八	二五
合計	一九	一六

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす  
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

### 三、體育部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
應用解剖生理學		一		
體育原理			二	
體育史		二	一	
體育法の比較研究			一	
			二	
體格検査法				二

### 四、農藝部

治療體操				
體操教授法				
體操	二			
體操及遊戲		二		
			二	
				二
				二

三〇

科目	第一	第二	第三	第四
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一



## 五、商業部

科目	第一年	第二年	第三年	第四年
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

### 第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

印

校長 氏  
學監 氏

名 名  
剛 剛

### 第六章 入學 在學

第二十九條 入學は每學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歷に於ける成績を考查し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限りに入り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣府 國 郡市 區 村町 番地

華士族平民何某 何姉妹

何 誰

生年月日

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績續御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歴書

本籍

縣府

國

郡市

區

村町

番地

華士族平民何

某何  
姉何  
妹女

何

誰

一生年月日

一生地

一轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す

一.....

賞罰

右之通に候也

年月日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

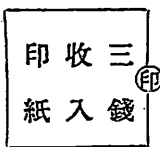
現住所

本籍 縣府 國 郡市區町 番地

華士族平民 何 某 何姉妹

何 誰

生年月日



右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也

但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

年月日

誰印

生年月日

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉任の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代  
證書を差出すべし 改めて在學

## 第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歴書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

本籍 縣 府 市 區 町 村 番地

華士族平民 何某 姉何妹女

何 誰

生年月日

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

右

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

### 第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

### 第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢



一、臨時受験入學者 金 貳圓

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金拾八圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾四圓 第二學期 拾四圓 第三學期 拾圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十一章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自

奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	七圓五拾錢
折衷寮	寮費	貳圓	食料	七圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢	食料	九圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

## 生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育・勸語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に



同 同

料 物 物 心 英 英 植 英 西 西 法 經 應 倫 國 動 兒 衛 數 漢  
理 理 理 理 語 語 物 語 洋 洋 法 用 理 國 物 童 生 數 漢  
學 學 學 學 文 文 學 學 人 人 化 化 文 物 研 生 學 學 學  
理 學 學 學 學 學 學 史 史 制 濟 學 育 學 學 究 學 學 學

文學博士

理學博士

法學博士

文學博士

法學博士

文學士

藥學博士

文學士

理學博士

醫學博士

手 近 後 福 ミス、フイリツプス 松 草 ミス、ウオーズウオルス 浮 村 中 中 長 成 武 高 高 横 樺 川  
塚 藤 藤 來 友 浦 野 俊 田 川 村 隈 井 瀨 島 倉 手 野  
か 耕 牧 友 政 俊 和 堅 進 敬 長 仁 又 卯 千 正 健  
ね 藏 太 吉 プス 泰 助 ス 民 固 午 藏 義 藏 郎 郎 郎 代 之 助 董 作

同 同 囑託教師 同

倫理學、心理學、  
 教育學  
 英語  
 園藝學  
 英語  
 體操  
 體育學  
 衛生學  
 漢文學、國文學  
 國文學、和歌  
 植物學  
 園藝學  
 本邦史  
 體操  
 英語  
 教授法、管理法  
 國文學  
 數學  
 西洋料理  
 ビデオ  
 ザアイオリン

醫學博士  
 醫學博士  
 醫學博士  
 醫學博士  
 醫學博士  
 文學士  
 文學士  
 文學士  
 文學博士  
 文學博士  
 文學士  
 文學士  
 農學士  
 マスター、  
 オブ、アー  
 バチエラー、  
 オブ、アー

麻生正藏  
 ミス、アズバン  
 佐々木祐太郎  
 岸本能武太  
 木内  
 湯本武比古  
 三宅  
 三宅  
 三宅  
 三宅  
 三宅  
 三宅  
 白濱  
 重田  
 白井規矩  
 島田重祐郎  
 森岡常重  
 關根正直  
 千本福隆  
 渡邊謙  
 久野  
 安達  
 孝久

同 教 庶 會 庶 同 教 會 幹 同 同 同 同 同 同 同

務 務 計 務 務 計 事

科  
外  
講  
師

同 琴 日 生 茶 薙 オ  
本 ル  
料 ガ  
理 花 道 刀 ン

文  
學  
博  
士

戶 井	宮 中	佐 長	中 村	上 野	藤 原	芹 澤	塘 井	出 井	今 井	赤 堀	兒 島	松 浦	矢 澤	青 木
川 上	川 村	相 谷	村 川	野 錄	原 千	澤 幹	井 茂	井 清	井 慶	堀 文	島 文	浦 恒	澤 い	木 志
哲 次	ち き	寅 藏	川 ぬ	も 太	千 代	幹 方	茂 郎	清 琴	慶 松	文 菊	島 茂	浦 恒	澤 さ	木 能
安 宅	か よ	藏 ぬ	川 郎	も 太	千 代	幹 方	茂 郎	清 琴	慶 松	文 菊	島 茂	浦 恒	澤 さ	木 能

校

醫

東洋內科醫院長  
耳鼻咽喉科病院長

醫學博士  
ドクトル

高田 高田 高田 高田  
小此木 信六 郎  
前田 圓

文學博士  
醫學博士  
文學博士

三上 參次  
青山 胤通  
上田 萬年

醫學博士  
文學博士  
醫學博士

村井 知至  
中川 謙二 郎  
中濱 東一 郎

醫學博士  
文學博士  
醫學博士

坪内 雄藏  
田原 良純  
神田 乃武

男  
露

神田 乃武

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、

裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ケ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	學年	
		時間	每週
六	一人倫ノ要旨	第一學年	每週
六	同上	第二學年	每週
六	同上	第三學年	每週
五	同上	第四學年	每週
五	同上	第五學年	每週



英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話	方、綴解、會話
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史	日本歴史
算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術
植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物	植物、動物、礦物
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事
裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫
音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂	音 樂
體 操	體 操	體 操	體 操	體 操	體 操	體 操	體 操	體 操	體 操
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

### 第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歴書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 府 縣 國 市 區 町 郡 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何 誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歴 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歳 より 何 歳 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 より 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 より 何 年 何 月 ま で 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 . . . . .

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一個年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一 定期受験入學者 金 壹 圓

一 臨時受験入學者 金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書へ添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年二拾七圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾 圓 第二學期 拾 圓 第三學期 七圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし  
 第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

### 第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

### 本校職員員 (イロハ順)

校 學 主 幹 教 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

長 監 事 事 諭

音 國 裁 英 理 裁 國 數 地  
 語、家 語、家 語、家 語、家  
 樂 事 樂 事 樂 事 樂 事 樂 事  
 理、歷 史 學 語 縫 科 語 縫

成 瀨 仁 藏 藏 麻 生 正 藏 松 浦 政 太 塘 藤 茂 伊 積 藤 穂 積 藤 本 間 山 小 山 じ 八 大 島 八 若 木 英 一 渡 邊 正 一 樺 正 三 加 藤 吾

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

理	理	修	英	圖	體	體	國	國	家	英	英	體	地	歷	英	體	圖	國
		身、											理、	史、				
		理											歷	國				
科	科	科	語	書	操	操	語	語	事	語	語	操	史	語	語	操	書	語

オ  
バチ、  
エラ、  
ア、  
ア、  
ツ、

オ  
バチ、  
エラ、  
ア、  
ア、  
ツ、

オ  
バチ、  
エラ、  
ア、  
ア、  
ツ、

文  
學  
士

鈴	瀬	平	島	白	白	木	西	兩	手	小	小	黑	野	内	長	高	高	武
木	越	野	田	濱	井	内	洞	森	塚	池	泉	田	村	田	澤	桑	橋	島
ひ	ふ				規		た		か	や								又
で	さ		重		矩		み		ミ	實	す	コ	ハ		と	ハ		次
る	へ	濱	祐	徴	郎	愛	の	チ	ね	惠	よ	ト	ナ	敏	し	ナ	勇	郎

日本女子大学校四十年史 編纂資料			
110	54	出所	草分室保
分類			
備 考			

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)



大正七年五月印刷

# 日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

12

## 日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追うて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豊島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み静閑の境自ら修養鍊磨の地たり

○教育の方針 本校教育の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間の人間たる所以の眞髓たる人格を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる性格を養はしめ以て人間としての自分を盡さしめ兼ねて人類の進展に參加せしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の任務を盡さしめんとするに在り

○教育の主義 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を奨勵し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら研究し實驗し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく前項記載の三方面に對するの任務を完うするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を鍊磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に本校教育の輻軸たる精神教育に信念涵養を根本基礎とし人格の發展性格の

建設に努め各生の個性に應じて適切有効なる指導を興ふると同時に自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職責を盡すの良習を養成せしめんとす

○科及び部 現今開設せる科及び部左の如し

文科 國文學部 修業年限 四ケ年

同 英文學部 同 同

實學科 家政學部 同 同

同 師範家政學部第一部 同 同

同 第二部 同 三ケ年

附屬高等女學校 修業年限 五ケ年

附屬豊明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豊明幼稚園 滿四歳ヨリ滿六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり  
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 師範家政學部第一部 家事

一 同 第二部 家事

○資格

一 修業年限四ケ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校試験檢定合格を有する者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するもの外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議

員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

敬務委員

侯 爵 蜂 須 賀 茂 詔

侯 爵 土 倉 庄 三 郎

侯 爵 大 隈 重 信

子 爵 大 倉 孫 兵 衛

子 爵 岡 部 長 職

伯 爵 樺 山 資 紀

成 村 山 龍 平 藏

村 井 吉 兵 衛

村 山 龍 平 藏

奧 田 義 人

法學博士 久 保 田 讓

男 爵 麻 生 正 藏

理 事

敬務委員

教務委員

監事  
財務委員

財務委員

侯爵 西園寺公望

男爵 北島治房

男爵 三井八郎右衛門

男爵 澁澤榮一

廣岡淺子

廣海二三郎

廣瀨實榮

男爵 森村市左衛門

男爵 住友吉左衛門



# 日本女子大學校規則

## 第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

## 第二章 科 部 科 目 修 業 年 限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科（醫科）の三科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ（但し醫科は當分之を缺く）

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、體育部、農藝部、商業部の五部とす

但し當分家政學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配

當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある

科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙餘力ある場合に學監の許可を得て各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に

於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを

通則とす

(哲學部第二、三學年に配當せる倫理學概論を以て之に充つ)

(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

(國文學部第一年に配當せる國文學概論及び現代國文學を以て之に充つ)

(英文學部第一、二學年に配當せる英文學概論及び現代英語讀解を以て之に充つ)

第十五條 自由選擇科目は學監の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

## 第一 文 科

### 一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

### 二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

### 三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

#### 四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學評論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

#### 五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

#### 六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

#### 七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

#### 八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

### 第二 理科

#### 一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

#### 二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

#### 三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

### 第三 實學科

#### 一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及食用器具及臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及比較、住居建築、住居ノ發展及比較、室內裝飾及設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及禮法、生花、茶道

#### 二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

#### 三 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

#### 四 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活卜婦人

#### 五 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

## 第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十二條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月十日ヨリ七月十日ニ至ル

第二學期 九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

第三學期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第二十三條 定期休業ハ左ノ如シ

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

春季休業 四月一日ヨリ同月九日ニ至ル

第二十四條 定日休業ハ左ノ如シ

日 曜 日

秋季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節祝日

十月三十一日

新嘗祭

十一月二十三日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰 六月二十五日

本校創立記念日 四月二十日

### 第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

## 第一 文科

一、教育學部

科目	第一	第二	第三	第四
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校教育法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期二
國語教授法				第一、二學期二
英語教授法				第一、二學期二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期二
兒童研究			二	

二、哲學部

科目	第一	第二	第三	第四
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二		
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	
美術史		二		
論理學		二		
宗教學概論			二	
現代哲學思潮				二
國民道德				第一、二學期 二



三、國文學部

科目	第一	第二	第三	第四
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二	二	
上代國文學				二
國文學史			二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

#### 四、英文學部

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解	三	三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

#### 五、文學部

## 六、史學部

東洋史	本邦史	科目
		第一一年
一	三	第二二年
一	三	第三三年
一	三	第四四年

近代詩歌	近代小說	近代脚本	近代散文	近代文學思潮	音聲學概論	言語學概論	文學原理論	科目
						二		第一一年
			二		二		二	第二二年
二				二				第三三年
	二	二						第四四年

## 七、社會學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
經 濟 學		二		
本 邦 法 制			二	
社 會 學 概 論		二		
應 用 社 會 學			二	
人 類 學		二		
國 勢 研 究				二
家 族 研 究			二	

西 洋 史	史 學 概 論	人 文 史	地 理 學
	二		二
二		二	
二		二	

第二理科

科目	第一	第二	第三	第四
本邦畫	—	—	—	—
西洋畫	—	—	—	—
唱歌	—	—	—	—
ピアノ	—	—	—	—
オルガン	—	—	—	—
ヴァイオリン	—	—	—	—
琴	—	—	—	—

八、美術部

婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

一、數學部

科目	第一	第二	第三	第四
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

二、理化學部

科目	第一	第二	第三	第四
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三、博物學部

科目	第一	第二	第三	第四
目	年	年	年	年
生物學概論	二			
家庭博物學	二			
植物學		三	三	二
動物學		三	三	二
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
地質鑛物學				二
天文氣象學				二
自然研究				二

第三 實學科

一、家政學部

科	目	第一	第二	第三	第四
食物原料					
食物化學					
食物調理					
應用營養學				三	三
食物經濟					
食物衛生					
料理器具及應用所研究					
衣服原料			三	三	三
衣服經濟					
衣服衛生			第一三學期 三五		
衣服調製					
洗濯					



看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 內 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四	
							第 二、 三學 期 二				二	四	
第 一、 二學 期 二	第 三學 期 二	二		第 三學 期 二						第 一、 二學 期 二	二	四	
			二									四	

## 二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

### 第一部

第 四 裁 縫	第 三 裁 縫	第 二 裁 縫	茶 道	生 花	社 交 及 憲 法
	二	二			
			一 回	一 回	一
四	二		一 回	一 回	
四	二	二	一 回	一 回	

部	倫 理 學	科 目		科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
		計	全體必修科目					
		四	二	二				
	二	四	二	二				
	二	四	二	二				
		四	二	二				

攻 專 主				小 計	計	科 目				計	目 科 修 必 分		
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		英 語	國 語	心 理 學
				二 一	八	一	二	三	二	九	三	四	二
		第 二、 三學 期 二	第 一、 三學 期 三 五	九						五	三		
第 三學 期 二	三			六						二			
	三			四									

## 第二部

必修部分	科目	全體必修科目		科目	目
		體操	實踐倫理		
倫理學	計				第一
心理學					年
		四	二		
					第二
					年
		四	二		
					第三
					年
		四	二		

合計	計	科目			
		料理	教育學	家庭管理	看護養老
二二					
一七	八	三			
			中等女學校教育法 教育學概論 二		第一、二學期 二
一六	一〇	三			
			家一般教授法 二		
一四	一〇	三		二	

主 專 攻 科						小 計	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目				計	英 語
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		
				第 二、三 學 期 二	第 一、二、三 學 期 三 五	一 七	八	一	二	三	二	五	三
	第 一、二 學 期 二	第 三 學 期 二	三			九						五	三
二			三			六						二	

目	教育學	
	料	理
教育學概論	二	
中等女學校教育法	三	
一般教授法		二
教授法		二
計	八	三
合計	二五	一九
合計	一〇	一六

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求(例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等)に應じて選擇せしむるものとす  
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

### 三、體育部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
應用解剖生理學		一		
體育原理			二	
體育史		二	一	
體育法の比較研究			一	
			二	
體格検査法				二

### 四、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
年	年	年	年	年
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一

治療體操				二
體操教授法				二
體操	二			
體操及遊戲		二		二

## 五、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

### 第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す

第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教授會議の議決を以て之を評定す

第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す



校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

印

校長 氏  
學監 氏

名 名  
印 印

### 第六章 入學 在學

第二十九條 入學は每學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歷に於ける成績を考查し適當

と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込みありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番地

華士族平民何某 姉何妹女

何 誰

生年月日

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍

縣 府 國 郡 市 區 村 町

番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 更 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 . . . . .

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府 國 市區町 番地

華士族平民 何 某 何 妹 女

何 誰



生年月日 誰

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者は於て引受申候也  
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

年 月 日

保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

## 入學願書

本籍

縣 府 市 區 町 村

番地

華 士 族 平 民

何 某 姉 何 妹 女

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

### 第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

### 第十一章 學 費

第五十七條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受験入學者 金 貳 圓

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金參拾八圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾四圓 第二學期 拾四圓 第三學期 拾圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十一章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ



第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	七圓五拾錢
折衷寮	寮費	貳圓	食料	七圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢	食料	九圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

## 生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に



同 同

園倫國料物物英語心英博西禮西法經應倫國兒衛  
藝理國文料物物英語心理英文博西禮西法經應倫國兒衛  
學學文文理理理學學學學學學物史法史制濟學育學學究學  
學學學學學學學學學學學學物史法史制濟學育學學究學

農倫國料物物英語心英博西禮西法經應倫國兒衛  
學學文文理理理學學學學學學物史法史制濟學育學學究學  
士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士士

佐麻阿手近後ミス松松山浮村村中中長成武高横  
々生部塚藤藤ス本浦内田田川村限井瀨島島手  
木正次か耕牧イ亦政繁和志堅進敬長仁又平千  
祐太郎藏郎ね藏太ッブ太政泰民賀固午藏義藏次郎三代之  
郎藏郎ね藏太ッブ太政泰民賀固午藏義藏次郎三代之助

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 囓 同 同 同 同 同 同 同  
 託 教 師  
 務 計 事

英 體 衛 圖 體 英  
 操 學 生 畫 操 語  
 英 體 衛 圖 體 英  
 操 學 生 畫 操 語  
 教授法、管理法  
 西洋料理  
 ビ ア オ リン  
 ヅ ア イ オ リン  
 オ ル ガ ン  
 雍 刀  
 茶 道  
 生 花  
 日 本 料 理  
 琴 本 料 理  
 同

マ、ス、ター、  
 オブ、ア、  
 バチ、エ、  
 ア、  
 オブ、ア、  
 醫學博士

岸 本 能 武  
 木 内  
 三 宅  
 白 濱  
 白 井 規 矩  
 島 田 重  
 森 岡 常  
 渡 邊 謙  
 久 野 久  
 安 達 孝  
 青 木 志  
 矢 澤 い 志  
 松 浦 恒  
 松 島 文  
 赤 堀 文  
 今 井 慶  
 出 井 清  
 塘 井 茂  
 芹 澤 千 幹 太  
 藤 原 千 幹 太  
 代 方 郎 琴 松 菊 茂 恒 さ 能 孝 久 吉 藏 祐 郎 徹 秀 愛 太

四三

同 庶 會 庶 庶

務 計 務

科 外 講 師

校

醫

東洋內科醫院長

醫學博士

高 田 研 安

文學博士

井 上 哲 次 郎

男 爵

戶 川 安 宅 郎

藥學博士

神 田 乃 武

文學博士

田 原 良 純

醫學博士

坪 内 雄 藏

中 濱 東 一 郎

中 川 謙 二 郎

文學博士

村 井 知 至 郎

醫學博士

上 田 萬 年

文學博士

青 山 胤 通

三 上 參 次

佐 相 寅 藏

長 谷 川 喜 ぬ

中 村 錄 太 郎

上 野 も へ

耳鼻咽喉科病院長

ドクトル

前 小此木信六  
田 園 郎

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、

裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	學年	
		科目	時間
六	一	第一學年	每週時間
		一人倫ノ要旨	六
六	一	第二學年	每週時間
		同上	六
六	一	第三學年	每週時間
		同上	六
五	二	第四學年	每週時間
		作同	五
五	二	第五學年	每週時間
		法上	五
上	上	同上	同上
		同上	同上

英	語	五	讀方、譯解、會話 習字、文法	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上	五	同	上		
歷史地理	四	日本歷史 日本地理	二	世界地理	一	世界地理	二	東洋歷史 西洋歷史	三	西洋歷史 東洋歷史	二	幾何	二	代數	地歷史概說 西洋歷史說	二	幾何	二	生理	二	衛生	二	幾何	二	生理	二	衛生	二	幾何	二	生理	
數	二	算術	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同		
理科	二	植物、動物、 鑛物	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同	四	同		
家事	一	雜事	一	同	二	衣、食、住	二	經濟、看護法、 養老、交際	二	婦人衛生 育兒	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同		
裁縫	三	縫方、裁方 繕方	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同		
圖畫	一	自在畫	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同	一	同		
音樂	二	單音唱歌	二	同	二	複音唱歌	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同	二	同		
體操	三	體操、教練、 遊藝	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同	三	同		
計	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす



第十條 定期入學は毎學年の始め一同とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何 誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 以 前 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 迄 何 學 校 に 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 以 後 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

何

誰

第十二條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一個年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者 金 壹 圓

一臨時受験入學者 金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書へ添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年二拾七圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾 圓 第二學期 拾 圓 第三學期 七圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

理	理	修	英	圖	體	體	數	國	家	英	體	地	歷	英	國	體	圖
	身、												理、	史、			
	理												歷	國			
科	科	科	語	畫	操	操	學	語	事	語	操	史	語	語	語	操	畫

オ マ ス 、 タ ー 、 ッ	オ バ チ 、 エ ラ ー 、 ッ
--------------------------------------	---

鈴	瀬	平	上	白	白	木	酒	西	手	小	黒	野	内	長	竹	高	高
木	越	野	代	濱	井	内	井	洞	塚	泉	田	村	田	澤	中	桑	橋
ひ	ふ				規			た	や								
で	さ		タ		矩		千	み	か	す	コ	ハ		と	玉	ハ	
る	へ	濱	ノ	徴	郎	愛	代	の	ね	よ	ト	ナ	敏	し	榮	ナ	勇

入學  
志望者

學習科目選擇の心得

## 目 次

### 新學則の三綱要

○新舊學則の異同○教授時間の減少○選擇制度の採用○修業年限の伸縮  
學則の編成法

○學則の中心としての必修科目と選擇科目○全體必修科目と部分必修科目との役目○主副專攻科目の  
役目○自由選擇科目の役目○部と科との意義

科目の選擇編制の方法

學習時間の割合

○最少學習時間の割合○最多學習時間の割合

學習課程編制の範例

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 英語兼修 ○第  
五例 理化兼修○第六例 裁縫兼修○第七例(三ヶ年學習)

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 家政兼修 ○第五例(二ヶ年學習)

### 三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 家政兼修○第四例 英語兼修 ○第五例(二ヶ年學習)

### 四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一部 第一例 理化兼修○同 第二例 裁縫兼修○同 第三例 國文兼修○同 第四例 英語兼修○第二部 第一例 國文兼修○同 第二例 英文兼修○同 第三例 裁縫兼修



## 新學則の三綱要

新舊學則の異同 今回實施の新學則は舊規則とは大に趣を異にするも其實本校創立以來主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現に外ならず要するにその精神は(一)教授の減少と(二)選擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三點に要約するを得べし

一、教授時間の減少 舊規則も主義に於ては變はらざるも但各學生が教授の下に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くを免れざりき此を以て今回は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年在學の學生に於ても最少限毎週十九時間の學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の體力學力共に優秀なる場合には科目の性質にも參照して學習時間數を毎週二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度も亦本校が從來より採用し來りし所のものなり但必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが今回は兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學習時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又從來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目圖を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の専攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生が科目を選定特に主副専攻科目選定の場合には當人

の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

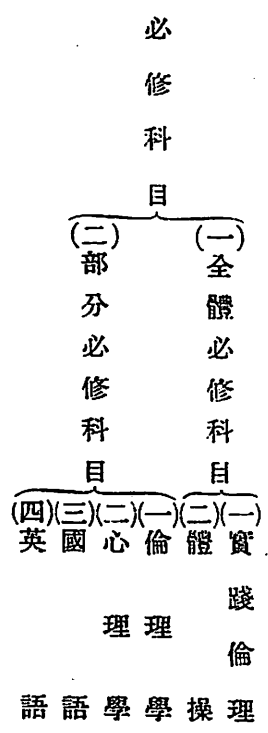
二、修業年限の伸縮 修業年限は大體劃一的に規定し得る點もありとはいへその本來の性質より云へば各學生の體力學力其他の事情により自づから多少長短を異にすべき筈のものなり故を以て新學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも毎週十九時間即ち四學年を通じて毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習を要するが故に多數の學生は四ケ年にして卒業すべきも體力學力共に優秀なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ケ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ケ年にて卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くも三ケ年の在學を要し事情によりては四ケ年又五ケ年の在學をも許可するなり然れども師範家政學部に於ては教育法規との關係上之を二科に分ち第一部は四ケ年修業第二部は三ケ年修業と規定せしめ其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なれる形式の上に表はしたるものに過ぎざるなり

## 學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 新學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要な性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の輻軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如きは是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶はしめんと欲せば主專攻科目の外に之と系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選り主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり

今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選擇科目

(一) 主專攻科目 (第一興味集注科目)

(二) 副專攻科目 (第二興味集注科目)

(三) 自由選擇科目

(主要の役目……興味の分配)  
(副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

### 科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、之を入學願書に書き添へ學校に差出し、入學許可の上學監の許可を得て卒業する迄の學習科目圍を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圍を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

### 學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

#### 一、最少學習時間の場合

學年	科目	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計	
		毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第一	年	四	一四四	九	三二四	六	二一六	一九	六八四

第二 年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九	六八四
第三 年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九	六八四
第四 年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九	六八四
合 計		五七六		五七六	一、五八四			二、七三六

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

### 一、最多學習時間の場合

學 年	科 目		全 體 必 修 科 目		部 分 必 修 科 目		選 擇 科 目		計	
	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間
第一 年	四	一四四	九	二三四	二	四三二	一	二五	二五	九〇〇
第二 年	四	一四四	五	一八〇	五	五七六	一	二五	二五	九〇〇
第三 年	四	一四四	二	七二	二	六八四	一	二五	二五	九〇〇

第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六		二、四四八		三、六〇〇

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主専攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

### 學習課程編制の範例

#### 一、家政學専攻志望生の學習課程編制範例

	小計	必修科目					科目 學年
		部分必修科目			全體必修科目		
		英語	國語	心理學	體操	實踐倫理	
家庭物理學	二	三	四	二	二	第一	
	(九)	同	(〇)	同	同	第二	
		上		倫理學	上	第二	
	九	三		二	二	第三	
食物研究	六			上	上	第三	
				二	二	第四	
	三			同	同	第四	
同上					上	第四	
	四				二	第四	

括弧内の数字は五年程度高等女学校卒業生の學習すべき時間数を示す以下之に倣ふ  
 前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものと  
 す以下の各表總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	自由選擇科目			哲學概論
				(二)
計				(二)
				教育學概論
(二)				(二)
				二
			美術史	二
			二	二
四			二	二
	田園經濟學	宗教學概論	兒童問題	二
	二	二	二	二
八				二

小	主専攻科目及基礎科目		
	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學
計	八	二	三
	一	住居研究 二期	衣服研究 二期
(二)	料	三期	三期
	理	二	五
一七	三	看護 二期	育兒 三期
	同	養老 二期	二
	上	二	二
一六	三	二	二
	同		家庭管理
	上		二
一二	八		二



表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	二二九	一九	二〇	二〇
----	-----	----	----	----

總計	小計	自由選擇科目						
		英語讀解	哲學概論	生物學概論	經濟學	社交、禮法	園藝	社交禮法
二五	四	二	二	(二)	二	一	二	二
二四	七	二	二	二	二	二	二	二
二五	八	二	二	二	二	二	二	二
二五	一一	二	二	二	二	二	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

副專攻	國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二	國文學史	二
-----	------	---	-------	---	------	---	------	---

第四例 (同前) 英語兼修

科目	小計	自由選擇科目						小計	科目
		論理學	哲學概論	文學原理論	近代文學思潮	美術概論	支那文學史		
言語學概論	二							二	中世國文學
二	(四)			本邦畫				二	近代文學思潮
二	三			一同上				二	美術概論
二	五			一同上				二	現代哲學思潮
二	九			美學概論	支那文學史	國民道德		二	二
二	五			一同上				二	上代國文學
二	五							二	二

自由撰選科目	小計	副專攻科目		小計	自由撰選科目	小計
		英語讀解	哲學概論			
家庭博物學	四	四	四	四	二	二
(二) 經濟學	同	同	同	同	二	二
(二) 教育學概論	上	上	上	上	二	二
兒童研究	四	四	四	四	二	二
兒童問題	七	七	七	七	二	二
家庭教育	同	同	同	同	二	二
兒童問題	上	上	上	上	二	二
兒童問題	七	七	七	七	二	二

小計	總計
	二五
四	二五
九	二五
六	二五

第五例 (同前) 理化兼修

小計	副專攻科目	數學	物理學	小計	自選科目擇由	
					生物學概論	哲學概論
四	二	二	同	四	(二)	(二)
		化	學			
七	三	同	上	七		兒童研究
		上				
七	三	同	上	七		二 家庭教育
		上				
八	四			八		二 兒童問題
四	四			四		

第六例 (同前) 裁縫兼修

小計	副專攻科目	裁縫	小計
		同	
		上	
四	四	同	四
		上	
六	六	同	六
		上	
六	六		六

第七例 (同前) 三學年家政専攻の場合

小計	必修科目					科目 學年
	部分必修科目			全部必修科目		
	英語	心理學		體操	實踐倫理	
九	三	二		二	二	第一 年
	同		倫理學	二	二	第二 年
九	三			二	二	第三 年
六			上	二	二	

總計	小計	自由選擇科目	
		生物學概論	哲學概論
		二五	(四)
		經濟學	教育學概論
二五	四	二	二
		園藝	兒童研究
二五	五	二	二
		兒童問題	家庭教育
二四	六	二	二

總	小	自 選 科 目				合 計	小	主 攻 專 目 科						
		由 擇		目 標				料	家	生	家	家		
計	計			經 濟 學	哲 學 概 論	計	理	庭 微 菌 學	理 衛 生 學	庭 化 學	庭 物 理 學			
二四	四			二	二	二〇	一	一	二	三	二	二	二	二
				兒 童 研 究	教 育 概 論		同	住 居 研 究	衣 服 研 究	食 物 研 究				
				二	二	二〇	上	三 二 期 期	二、三 期 期	二、三 期 期	三	二	三	三
二四	四			兒 童 問 題	家 庭 教 育		三	看 護 養 老	育 兒	家 庭 管 理	同			
		圖 藝	宗 教 學 概 論	二	二	一六		一、二 期	三 期	上				
二四	八	二	二	二	二	一〇	三	二	二	二	三			

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

合計	小計	主 攻 目 科 專			小計	必 修 科 目						科目 學年
						科 必 部			修 科 全			
		英語 作文 字典	英語 會話 發音	英語 讀解		英 語	國 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	修 科 目	
(二五)	一二	三	二	七	(一九)	三	四(〇)	二	二	二	二	第一 年
		同	上	上		上	/	二	上	上	二	第二 年
二二	一二	三	二	七	九	三	/	二	二	二	二	第三 年
		英文學 史	英文學	上		/	/	上	上	上	二	第四 年
一八	一二	二	三	七	六	/	/	二	二	二	二	第四 年
		英文學 評論	英文學 史	上		/	/	上	上	上	二	
一六	一二				四							

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由撰選科目	
		哲學概論	言語學概論
(二一)			
二二			
		兒童研究	
二〇	二	家庭教育	現代哲學思潮
二〇	四		

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由撰選科目	
		哲學概論	言語學概論
二五		(二)	(二)
		教育概論	第二英文學
二五	四	二	二
		兒童研究	美術概論
二四	六	二	二
		家庭教育	宗教學概論
二四	八	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

總計	小計	自由 科目 選擇	小計		攻科目		副專
			計	計	言語學概論	國語概論	
二五			(四)	(二)	(二)		
		文學原理論			中世國文學	近代國文學	
二五	二		四	二	二	二	
		近代文學思潮			中世國文學 國文學史	近代國文學	
二五	二		五	二	二	一	
		現代哲學思潮			同上 上代國文學		
二四	二		四	二	二		

第四例 (同前) 家政兼修

自由 科目 選擇	小計	攻科目		副專
		計	計	
	計			家庭化學
	三			三
教育學概論			住居研究	衣服研究
二	五	二		二期 三期 五
兒童研究		育兒看護、養老		食物研究
二	五	二		三
家庭教育		家庭管理		同上
二	五	二		二



第五例 (同前)

三學年英語專攻の場合

主 攻 目 科 專			小 計	必 修 科 目			科 目 年
				部 分	全 體 必 修 科 目	實 踐 倫 理	
英 語 文 典	英 語 會 話	英 語 發 音	九	英 語	心 理 學	體 操	第 一 年
三 同	二 同	七 同	九	三 同	二	二 同	第 二 年
上	上	上		上	倫 理 學	上 上	
三 英 文 學 評 論	二 英 文 學 史	七 同	九	三	二 同	二 同	第 三 年
上	上	上			上 上	上	
二	四	五	六		二	二	年

小 計	總 計
二	二五
二	二五
二	二五

三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

目 科 修 必					科 目 / 學 年
科 必 部			修 全		
目 修 分			修 科 目	體 必	
英 語	國 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	第 一 年
三 同 上	四 /	二 倫 理 學	二 同 上	二 同 上	第 二 年
三 /	/	二 同 上	二 同 上	二 同 上	第 三 年
/	/	二 /	二 同 上	二 同 上	第 四 年
			二	二	年

總 計	小 計	自 由 選 擇 科 目		合 計	小 計
		第 二 英 文 學	英 語 讀 解		
二 五	四	二	二	二 二	一 二
二 五	五	二	三	二 二	一 二
二 三	五	二	三	一 七	一 一

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目			
				哲學概論
四			二	二
				文學原理論
二				二
		東洋哲學史	近代文學思潮	美術概論
六		二	二	二
	美學概論	現代哲學思潮	國民道德	家庭教育
八	二	二	二	二

小計	主要科目			
一五	二			二
		漢文學	中世國文學	近代國文學
一八	九	二	二	三
		同上	同上	有職古實
一四	八	二	二	二
		同上	支那文學史	同上
一二	八	二	二	二

總計	一九	二〇	二〇	二〇
----	----	----	----	----

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

副専攻科目	自由選		小計	副専攻科目	英語讀解	言語學概論	哲學概論
	論理學	美術概論					
英語讀解	四	同	八	英語讀解	四	同	八
文學原理論	二	同	六	文學原理論	二	同	六
近代文學思潮	二	美術概論	八	近代文學思潮	二	同	八
家庭教育	二	東洋哲學史	八	家庭教育	二	同	八
總計	二五	二	二	總計	二五	二	二

第三例 (同前) 家政兼修

副専攻科目	家庭化學	三	衣服研究	二期 三期 五	食物研究	三	同上	三
-------	------	---	------	---------------	------	---	----	---

第四例 (同前) 英語兼修

小計	自由選	擇科目	小計	副專攻
				科目
				英語讀解
			四	四
				同上
		西洋哲學史		四
		教育學概論	四	四
				同上
		美術概論		四
		兒童研究		四
				同上
			五	五
				同上
		現代哲學思潮		四
		國民道德		二
		家庭教育		二
			五	五

總計	小計	擇科目	自由選	小計	攻
					目
					生理衛生學
		哲學概論	言語學概論	五	二
					同居研究
			文學原理論		(三期) 三
				五	育
			近代文學思潮		料 看 理 養 老 兒
				八	二
			現代哲學思潮		三
		家庭教育			同
					上
				八	二
					三
					二

總

計

二五

二五

二五

二五

三三

第五例 (同前)

三學年國語專攻の場合

主 攻 目 科 專				小	必 修 科 目				科 目 學 年
					部 分		全 體		
					科 目	修 分	修 科 目	體 必	
漢		現	國	計	英	心	體	實	第 一 年
文		代	語		語	理	操	踐	
學		國	學		學	學	倫	倫	
		文	概	九	三	三	二	二	第 二 年
二		學	論	三	同		同	同	
同		史		上	上	倫	上	上	
		二		九	三		二	二	第 三 年
二		近		三			同	同	
同		代		上			上	上	
		國		九			二	二	第 三 年
二		文		三			上	上	
同		學		上			上	上	
		二		六			二	二	年
二		上					二	二	
二		上					二	二	
二		上					二	二	

小計	合計	自由選擇科目					合計	小計
		本邦畫	論理學	文學原理論	哲學概論	言語學概論		
九	二四	一	二	二	二	二	六	
		同		二東洋哲學史	二近代文學思潮	二美術概論		
七	二五	一		二現代哲學思潮	二國民道德	二家庭教育	九	
		同	美學概論				支那文學史	
一		上					二	
八	二四					一六	一〇	

#### 四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目基礎科目主專攻科目は本校規則第三實學科の師範家政學部の第一部第二部の科目配當の項に記載の通りにして左の四例の共通なれば茲には唯副專攻科目選擇科目の範例のみを掲ぐ

### 第一 部

第一例 (最多學習時間に近き編制例)

理化兼修

科目	副專攻	學年	
		第一	第二
物理學	二	同上	四
化學	三	同上	三
數學	二	同上	四
小計	四	七	七
自由選擇科目		兒童研究	二
		家庭教育	二
小計		二	二
總計	二五	二四	二五
			二四

第二例 (同前)

裁縫兼修

科目	副專攻	學年	
		第一	第二
裁縫	六	同上	六
物理學	二	同上	四
化學	三	同上	三
數學	二	同上	四
小計	六	六	六
自由選擇		家庭教育	二
		家庭ノ發展	二
小計		二	二
總計	二五	二四	二五
			二四



總計	小計	科目
二五		
二五	二	
二四	三	兒童問題
二四	六	二

第三 (同前) 國文兼修

總計	小計	自由選擇科目	副專攻	科目
			國語概論	
二五	二		二	近代國文學
				中世國文學
二四	二		七	三國文學史
				近代文學思潮
二四	四		六	二同
		美學概論		二同上
二二	四		六	二同上

第四例 (同前) 英語兼修

## 第二部

### 第一例 (最多學習時間に近き編制例)

科目	學年	副專攻	
		英語讀解	其他
小計	第一一年	四	四
小計	第二二年	四	四
小計	第三三年	七	七
總計		二五	二五

科目	學年	自由選擇	
		自由選擇	其他
小計	第一一年	二	二
小計	第二二年	二	二
小計	第三三年	二	二
總計		二五	二五

第二例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目	
		自由選擇	科目
二五			
		英語讀解	
二五	六	近代哲學思潮	同上
二五	八		

第三例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目		
		自由選擇	科目	自由
二五				
		裁縫	兒童研究	
二五	六	裁縫	家庭教育	兒童問題
二五	八			

# 入學志願者心得

## 入學に關する事項

一、本校各學部に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第三十條參照)

一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健否並に品行に關する證明書

二、卒業證書若くは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書  
一、英文學部入學志願者には左の試験を行ふ

譯解(ナショナルリーダー第三の程度)、作文、書取、會話、體力、學力優秀なる者に對し英文學部を三ヶ年にて學習することを許可する場合には左の程度に依りて試験を行ふ

譯解(ナショナルリーダー第四)、文典、作文、書取、會話

三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ(規則書第四十八條參照)

國語講讀、文典、作文 數學算術、幾何、若くは代數 物理、化學

右試験の程度は修業年限四箇年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右科目の外前項規定の英語試験を要す

四、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

五、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若くは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書及び學業成績、品行、身體の健否に關する證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

六、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若くは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健否並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

七、入學願書差出の後、病氣若くは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滞なく其旨届出づべし

八、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

九、入學試験時間割及び受験者心得は試験期日一週間前本校内に掲示す

十、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若くは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十一、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

日本女子大学校四十年史 編纂資料				
no	55	出所	幹事室	保
分類				
備 考				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

大正八年十二月印刷

# 日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

## ○入學志願者心得

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十條參照）
  - 一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び品行に關する證明書
  - 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ
  - 一、卒業若くは卒業見込の證明書
  - 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ
- 一、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ（規則書第四十八條參照）
  - 一、國語講讀、文數學、算術幾何若
  - 二、物理
- 一、右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す
- 一、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部に入學を許可する者は當分五ヶ年程度高等女學校及び師範學校卒業生にして本校の査定標準に合格せる者に對し左の科目に就て試験を行ふ（規則書第二十條參照）
  - 一、國語講讀、文數學、算術幾何若
  - 二、物理
- 一、右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外左の程度に依り英語試験を課す
- 一、譯解（ナショナルリ）文典、作文、書取、會話
- 一、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さす
- 一、入學願書の受付は毎年一月八日より開始し三月十日を以て期限とす但年度の都合によりて伸縮することあるべし
- 一、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし



- 八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし
- 九、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし
- 一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す
- 一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席したる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

- 一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條参照）
- 一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び品行に關する證明書
- 一、卒業若くは卒業見込の證明書
- 一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず
- 但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ
- 一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

- 一五、規則第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるか故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

- 一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均七<sup>拾</sup>圓を要すべく故に毎月約<sup>拾</sup>圓を要すべし
- 一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均五<sup>拾</sup>圓を要すべく故に毎月約<sup>貳拾</sup>圓を要すべし

七八

## 日本女子大學校

○本校の沿革略 本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來其計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校連年を遂ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり今大正八年度の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費六倍弱土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千六百有餘名大學部卒業生亦千七百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異端の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩惠に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には 昭憲皇太后特別の思召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次て同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くせり是れ管に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さざるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

○本校の組織 現今開設せる科及び部は左の如し

文 科 國文學部

修業年限

四ケ年

文 科 英文學部 修業年限 四ケ年

實 學 科 家政學部 同 同

同 師範家政學部第一部 同 同

同 同 第二部 同 三ケ年

附屬高等女學校 修業年限 五ケ年

附屬豐明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豐明幼稚園 滿四歳ヨリ六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 師範家政學部第一部 家事

一同 第二部 家事

○資格

一 修業年限四ケ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校試験檢定合格證書を有する者

○教育の目標

本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以

なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得るものにあらず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本分を實現せしむるを以て教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるか爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同

一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を施すと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮するの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる資質と長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其資質長所を發揚し尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占むるか日本國民は世界人文の發展東洋民族の進歩に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは個人の短所の矯正を含まざるにあらざるも主として各個學生の長所を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は常に社會の改善進歩の實力たるのみならず又個人の天賦を實現し其満足幸福の完ふせらるゝ所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり共同奉仕は信念徹底

によりて養ひ得たる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし共同奉仕の實を舉げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしめ又徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を奨勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貪弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授の方面に於ては自動主義の下に講義實驗實習を課すると共に訓育修養の方面に於ては自治機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある學校生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに努力せしむ而して各學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績報告會を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の遐想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底に力む總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有効ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下寮舎二十一にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に

一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動主義の下に衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしめんとす

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養はしむるに力むる所以なり

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

### 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

#### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て



目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他的規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田壘川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

## 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

## 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

## 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評 議 員

敬務委員

侯 爵 大 限 重 信

子 爵 大 倉 孫 兵 衛

伯 爵 岡 部 長 職

權 山 資 紀

塘 茂 太 郎

村 山 龍 平

村 井 吉 兵 衛

久 原 房 之 助

久 保 田 讓

松 本 亦 太 郎

麻 生 正 藏

敬務委員

男 爵 文學博士

理 事

教務委員

法學博士

侯爵

西園寺公望

監事

男爵

阪谷芳郎

財務委員

男爵

北島治房

男爵

三井八郎右衛門

財務委員

男爵

澁澤榮一

財務委員

男爵

廣海二三郎

男爵

廣瀨實榮

○教職員

男爵

森村開作

職員

校長

住友吉左衛門

幹事

麻生正藏

教授

塘茂太郎

教授

家事(家政學部長)

(イロハ順)

同

支那文學史

文學博士

井上秀

同

裁縫手藝

文學博士

市村瓊次郎

同

國文

文學博士

犬飼すみ

同

國文

文學博士

芳賀矢一

同

國文

文學士

橋本進吉



同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋史 禮法 英文學 西洋史 哲學 生物學 心理學 保健學 英語文學 倫理學 兒童學 物理學 家庭學 料理學 美術學 宗敎學 國文學 實踐學 園藝學 化學

文學博士

マスターオブアーツ

法學博士

文學博士

理學博士

文學博士

醫學博士

文學士

醫學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

農學士

藥學士

村川 堅固

村田 志賀

浦口 文治

浮田 和民

桑木 殿翼

山内 繁雄

松本 亦太郎

二本 木謙三

イージーフリップス

深作 安文

富士 川游

後藤 耕太

近藤 耕藏

手塚 かね

阿部 次郎

姉崎 正治

安藤 正次

麻生 正藏

佐々木 祐太郎

櫻井 小平 太



同 同 同 同 同 同 囑 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 助 同  
托 教 師  
手

琴 茶 生 薙 ビ 料 琴 國 圖 化 體 料 料 家 家 家 物 裁 博 化  
ア 文 禮

道 花 刀 ノ 理 學 藝 學 操 理 法 事 事 事 理 縫 物 學

出 近 兒 矢 久 渡 今 鈴 瀬 篠 阿 寺 藤 野 上 内 若 岡 早 鈴  
井 藤 島 澤 野 邊 井 村 野 塚 部 西 田 呂 坂 藤 原 崎 川 木  
五 清 よ 文 い 鎌 慶 ふ さ よ ま 壽 リ 正 さ で  
琴 し 茂 さ 久 吉 松 じ 信 し 貞 つ 貞 子 ヲ 惠 富 文 わ る



同	同	同	寮	同	同	指	同	寮	寮	寮	指	寮	指	同	囑	同	同	同
			監			導	上	監	寮	寮	寮	寮	寮		託			
			兼				(寮	兼	兼	兼	兼	兼	兼		教			
			指				舍	指	指	指	指	指	指		師			
			導				務	導	導	導	導	導	導					
			者				係)	者	者	者	者	者	者					
上	上	上	者	上	上	者		監	者	者	者	者	者		琴	料	オ	グ
																ル	ァ	ァ
																ガ	ィ	ィ
																リ	ォ	ォ
																ン	リ	ン

吉	横	淀	軽	若	小	大	大	殿	都	帆	仁	出	井	(イ	佐	渥	赤	青	安
田	田	野	部	原	山	橋	岡	村	丸	足	科	野	上	ロ	野	美	堀	木	達
け		さ			じ			文						ハ				志	一
					ゆ		薦							順)		繁			六
い	春	い	伴	富	ん	廣	枝	野	淑	環	節	柳	秀		誠	野	菊	能	幸

庶務	教務	會計	指導者	同上	同上	同上	監察兼指導者	指導者	監察兼指導者	同上	指導者	監察兼指導者	同上	同上	指導者
務	務	務	者	上	上	上	者	者	者	上	者	監	者	上	者
			務												
			員												

中	藤	池	鈴	須	妹	諸	日	上	西	佐	手	後	藤	藤	黑	中	月	田
村	原	上	木	田	尾	井	高	代	洞	賀	塚	藤	田	原	田	村	田	中
錄	千	順	ひ	き	こ	夏	た	民	ふ	か			千	こ	榮			
太	郎	代	で	よ	と	野	契	の	野	さ	ね	愛	貞	代	と	代	寛	孝
郎	代	一	る	よ	と	野	契	の	野	さ	ね	愛	貞	代	と	代	寛	孝

同 圖 同 同 教 會

書 務 計

科 外 講 師

校 醫

醫學博士	文學博士	文學博士	醫學博士	文學博士	藥學博士	男爵	文學博士											
ドクトル																		
前田	小此木	高田	三上	村上	中川	中濱	坪内	田原	神田	戸川	井上	堀岡	小池	松原	江口	長谷川		
田	宿六	耕	上	井	謙	東	雄	良	乃	安	次	い	い	ゆ	し	治	き	
園	郎	安	次	年	至	郎	郎	藏	純	武	宅	郎	そ	ち	の	郎	ぬ	

# 日本女子大學校規則

## 第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

## 第二章 科 部 科目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科（醫科）の三科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ（但し醫科は當分之を缺く）

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、體育部、農藝部、商業部の五部とす

但し當分家政學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある

科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを

通則とす

通則とす

通則とす

(哲學部第二、三學年に配當せ)る倫理學概論を以て之に充つ)

(哲學部第一年に配當せる心)理學概論を以て之に充つ)

(國文學部第一年に配當せる作文文法)修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

(英文學部第一、二年に配當せる)第二英語讀解を以て之に充つ)

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らす多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ケ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ケ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

### 第一文 科

#### 一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家學教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

#### 二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

#### 三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

#### 四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學評論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

#### 五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

#### 六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

#### 七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

#### 八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

### 第二理科

#### 一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

#### 二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

#### 三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

### 第三 實學科

#### 一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及食用器具及臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及比較、住居建築、住居ノ發展及比較、室內裝飾及設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及禮法、生花、茶道

#### 二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

#### 三 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

#### 四 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養雞養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

#### 五 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

## 第三章 學年 學期 休日



第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日 曜 日

神季皇靈祭

天長節祝日

紀元節

皇后陛下御誕辰

神嘗祭

新嘗祭

春季皇靈祭

本校創立記念日

十月十七日

十一月二十三日

四月二十日

#### 第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべし又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

### 第一 文科

# 一、教育學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校 教育法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期 二
國語教授法				第一、二學期 二
英語教授法				第一、二學期 二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期 二
兒童研究			二	

# 二、哲學部

國民道德	現代哲學思潮	宗教學概論	論理學	美術史	美術概論	美學概論	現代倫理問題	倫理學概論	心理學概論	東洋哲學史	西洋哲學史	哲學概論	科目
													目
									二			二	第一一年
			二	二				二			二		第二二年
		二			二			二		二			第三三年
第一、二學期 二	二					二							第四四年

家 族 道 德

三、國文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二	二	
上代國文學				二
國文學史			二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

### 四、英文學部

天

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解	三	三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

### 五、文學部

## 六、史學部

東洋史	本邦史	科目
		第一年
		第二年
一	三	第三年
一	三	第四年

近代詩歌	近代小說	近代脚本	近代散文	近代文學思潮	音聲學概論	言語學概論	文學原理論	科目
						二		第一年
			二		二		二	第二年
二				二				第三年
	二	二						第四年

### 七、社會學部

西洋史				
史學概論	二			
人文史			二	
地理學	二			

科目	第一	第二	第三	第四
經濟學		二		
本邦法制			二	
社會學概論		二		
應用社會學			二	
人類學		二		
國勢研究				二
家族研究			二	

第二理科

科	科目	第一	第二	第三	第四
本邦	本邦	一	一	一	一
西洋	西洋	一	一	一	一
唱	唱歌	一	一	一	一
ビ	ピアノ	一	一	一	一
オル	オルガン	一	一	一	一
ヴィ	ヴァイオリン	一	一	一	一
琴	琴	一	一	一	一

八、美術部

婦人問題研究				
慈善問題研究			二	
児童問題研究				二



# 一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

# 二、理化學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

### 三、博物學部

科目	第一	第二	第三	第四
目	年	年	年	年
生物學概論	二			
家庭博物學	二			
植物學		三	三	二
動物學		三	三	二
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
地質鑛物學				二
天文氣象學				二
自然研究				二

### 第三 實學科

#### 一、家政學部

洗 濯	衣 服 調 製	衣 服 衛 生	衣 服 經 濟	衣 服 原 料	料 理	具料 及理 益用 所及 研食 究用 器	食 物 衛 生	食 物 經 濟	應 用 營 養 學	食 物 調 理	食 物 化 學	食 物 原 料	科 目
													第 一 年
		第 一 學 期 三 五			三								第 二 年
					三				三				第 三 年
					三				三				第 四 年

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 内 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四	
							第二、三學期 二				二	四	
第一、二學期 二	第三學期 二	二		第三學期 二						第一、二學期 二	二	四	
			二										四

部	計	全體必修科目		科目
		體操	實踐倫理	
倫理學				第一
	四	二	二	年
				第二
二	四	二	二	年
				第三
二	四	二	二	年
				第四
	四	二	二	年

## 第一部

### 二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第四	第三	第二	茶	生	社
裁縫	裁縫	裁縫	道	花	交及禮法
	二	二			
			一回	一回	一
	二		一回	一回	
四	二		一回	一回	
			一回	一回	
四	二	二	一回	一回	

攻 專 主				小 計	計	科 目	基 礎	共 通	學 部	家 政	計	目 科 修 必 分		
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學	英 語		國 語	心 理 學	
				二二	八	一	二	三	二	九	三	四	二	
		第二、三學期二	第一、三學期三五	九						五	三			
第三學期二	三			六						二				
	三			四										

## 第二部

必修	部分	計	科目		全體 必修	科目	科
			體操	實踐倫理			
心理學	倫理學						第一 年
二		四	二	二			
							第二 年
	二	四	二	二			
							第三 年
	二	四	二	二			

合	計	目 科			
		料	教育學	家庭管理	看護養老
二二					
一七	八	三			
一六	一〇	三	教育學概論 中等女學校教育法		第一、二學期
一四	一〇	三	一般教授法 家事教授法		二

主 專 攻 科					小 計	計	科 目	計	科 目				
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究			衣 服 研 究		家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 政 學 部	家 庭 物 理 學
				第二、三學期二	第一、三學期三五	一七	八	一	二	三	二	五	三
	第一、二學期二	第三學期二	三			九						五	三
二			三			六						二	



目	教育學		中等女學校教育法 二	一般教授法 二
	料	理		
計	三	八	三	二
合計	二五	一九	一〇	一六

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす  
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

### 三、體育部

科目	第一	第二	第三	第四
應用解剖生理學		一		
體育原理			二	
體育史			二	
體育法の比較研究			一	
體格検査法			二	

### 四、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
目	年	年	年	年
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一

治療體操	體操教授法	體操	體操及遊戲
		二	
		二	二
		二	二
	二		
			二
		二	二

## 五、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

### 第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す

第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す

第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名 園

印

### 第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歴に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者
- 一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一、專門學校試驗檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限りに入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし

(用紙英壹紙)

入學願書

本籍 縣府 國 都市區 村町 番地

華士族平民何某 何某 姉何妹女

生年月日 謹

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 謹印

日清女子大學校長氏名殿

(用紙英漢紙)

履 歷 書

本 籍

縣 府

國

郡 市 區

村 町

番 地

華 士 族 平 民

何

某

姊 何  
妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 更 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 . . . . .

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府 國 郡市區町 番地

華士族平民 何 某 何 妹 女

三錢  
收 入  
印 紙

生年月日

右之者今般御校へ入學許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也  
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

生年月日

謹印

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉任の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

## 第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人速署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

## 第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く



第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

## 第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

本籍 縣府 郡市 區 村町 番地

華士族平民 何某 何妹女

生年月日 誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

日本女子大學校長氏名殿

右 何 誰印

### 第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

### 第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾四圓 第二學期 貳拾四圓 第三學期 拾八圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

## 第十二章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし  
 自衛自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時  
 間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し、時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 貳 圓 食料及雜費 拾參圓五拾錢

折衷寮 寮費 貳圓五拾錢 食料及雜費 拾參圓五拾錢

洋風寮 寮費 參 圓 食料及雜費 拾參圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

## 生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸蕪奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に

一 接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

# 附屬高等女學校規則

## 第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす  
 第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

## 第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ケ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

## 第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

### 高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	科目		學年
		時間	每週	
六	一	第一學年	每週	第一學年
文法、習字、 講讀、作文、	一人倫ノ要旨	時間	每週	第二學年
六	一	第二學年	每週	第三學年
同	上	時間	每週	第四學年
六	一	第三學年	每週	第五學年
同	上	時間	每週	
五	二	第四學年	每週	
同	作同	時間	每週	
五	法上	第五學年	每週	
同	二	時間	每週	
五	同			
同	上			



第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するもの、外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歴書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 府 縣 國 郡 市 區 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何

誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

謹 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿



履 歴 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 より 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 より 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 . . . . .

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一體質虚弱にして成業の見込なしと認めたる者

一引續き一個年以上缺席したる者

一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

## 第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は受験料金貳圓を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年四拾八圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾 八 圓      第二學期 拾 八 圓      第三學期 拾 貳 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓      第二學期 貳 圓      第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

○職 員

校 主 幹 教 同

長  
事 務 取 扱  
事 論

音 國 語、家 樂  
裁 語 總 事  
英 語 語  
英 語 語  
理 理 學 科  
理 科、數  
裁 理、歷 史  
地 理、歷 史  
園 藝 畫  
體 操  
國 語  
料 理

(イロハ順)  
麻 生 正 藏  
渡 邊 英 一  
塘 茂 太 郎  
伊 藤  
穂 積 藤 銀  
本 間 積 銀  
丁 間 哲 春  
小 山 じ ゆ 八 重 人  
大 島 八 重 人  
若 原 富 重  
若 木 里  
加 藤 三 吾  
高 橋 勇  
高 桑 花  
竹 中 玉 榮  
玉 木 直

同 同

理 國 國 理 英 圖 體 體 數 國 體 英 料 體 家 歷 體 歷 英 家  
理、 史、 史、  
禮 理 國  
科 語 語 科 語 畫 操 操 學 語 操 語 法 操 事 科 操 語 語 事

文  
學  
士

マ  
ス  
タ  
ー  
オ  
ブ  
ア  
ー  
ツ

バ  
チ  
エ  
ラ  
ー  
オ  
ブ  
ア  
ー  
ツ

鈴 角 比 篠 上 白 白 木 酒 西 阿 小 藤 黒 野 野 上 内 長 中  
木 嘉 塚 代 井 井 洞 泉 田 田 呂 村 野 田 澤 村  
ひ 春 初 き た 規 十 民 や す こ 壽 ハ と 榮  
る 三 子 し の 徴 郎 愛 代 野 貞 よ 貞 と 子 ナ 貞 敏 し 代

入學  
志望者

學習科目選擇の心得

## 目 次

### 本學則の三綱要

○本學則の特色○教授時間の減少○撰擇制度の採用○修業年限の伸縮

### 學則の編成法

○學則の中心としての必修科目と選擇科目○全體必修科目と部分必修科目との役目○主副專攻科目の

役目○自由選擇科目の役目○部と科との意義

### 科目の選擇編制の方法

### 學習時間の割合

○最少學習時間の割合○最多學習時間の割合

### 學習課程編制の範例

#### 一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 英語兼修 ○第

五例 理化兼修○第六例 裁縫兼修○第七例(三ヶ年學習)

#### 二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 家政兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

### 三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 家政兼修○第四例 英語兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

### 四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一部 第一例 理化兼修○同 第二例 裁縫兼修○同 第三例 國文兼修○同 第四例 英語兼修○第二部 第一例 國文兼修○同 第二例 英文兼修○同 第三例 裁縫兼修

## 一、本學則の三綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)撰擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 主義に於ては變はらざるも従來の學則に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れざりき此を以て本學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年在學の學生に於ても最少限毎週十九時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度も亦本校が従來より採用し來りし所のものなるも必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが本學則は兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學修時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又従來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目圖を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せ



しめ之に許可を與ふることゝせり

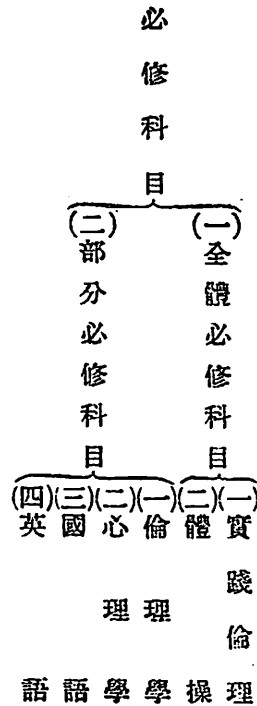
二、修業年限の伸縮 從來の慣例に依れば各學校の修業年限は一定年限内に規定しあるも本來の性質より云へば各學生の體力性質其他の事情により自づから多少其長短を異にすべき筈のものなり故を以て本學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも四學年を通じて毎週十九時間毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習を要するを以て多數一般の學生に最も適當にして理想的なるものとして編制されたり故に本學則は四年を以て理想的修業學年とするものなるも速成を要する場合に體力性質共に適當なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ヶ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ヶ年にて卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くとも三ヶ年の在學を要する事とせしも三ヶ年修業必ずしも理想的なりと云ふにあらざるなり然れども師範家政部に於ては文部省の教育法規との關係上之を二部に分ち第一部は四ヶ年修業第二部は三ヶ年修業と規定せしも其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なる形式の上に表はしたるものに過ぎざるなり

## 二、學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部を分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役員 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の輻軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を営むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價値あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役員 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主専攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目圏に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶ばしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選び主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり  
今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

### 選擇科目

- (一) 主 専 攻 科 目 (主興味集注科目)  
 (二) 副 専 攻 科 目 (副興味集注科目)  
 (三) 自 由 選 擇 科 目 (主要の役目……興味の分配  
 副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

### 三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科某部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

### 四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

#### 一、最少學習時間の場合

第一 年	學 年 時 間		全體必修科目	部分必修科目	選擇科目	計
	時間	週				
四	時間	週				
一四四	一年時間	週				
九	時間	週				
三三四	一年時間	週				
六	時間	週				
二二六	一年時間	週				
一九	時間	週				
六八四	一年時間	週				

第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九	六八四
第 三 年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九	六八四
第 四 年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九	六八四
合 計		五七六		五七六		一、五八四		二、七三六

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目圖と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目圖と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學 年	全 體 必 修 科 目		部 分 必 修 科 目		選 擇 科 目		計	
	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間		
第 一 年	四	一四四	九	二三四	一二	四三二	二五	九〇〇
第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五	九〇〇
第 三 年	四	一四四	二	七二	一九	六八四	二五	九〇〇

第四年	四	一四四	〇	〇	二一	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六		二、四四八		三、六〇〇

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副專攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主專攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

### 五、學習課程編制の範例

#### 一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

科目	學年	必修科目					第一年	第二年	第三年	第四年
		部分		心理學	體操	實踐倫理				
		必修	科目							
家庭物理學	計	英語	國語	二	二	二	二	二	二	
	二	三	四(〇)	二	二	二	二	二	二	
	(三九)	同	上	倫理學	上	上	上	上	上	
	九	三	二	二	二	二	二	二	二	
食物研究		上	上	上	上	上	上	上	上	
	六	二	二	二	二	二	二	二	二	
	三	同	上	上	上	上	上	上	上	
	四									

小計	主専攻科目及基礎科目		
	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學
八	一	二	三
	料	研究 住居 三期	衣服 研究 一、三期
八	三	二	三五
	同	養老 看護 二期	育兒 三期
一〇	三	二	二
	同	/	家庭管理
八	三		二
合計	二七		

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間数を示す以下之に倣ふ

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目			
	哲學概論	教育學概論	兒童研究	家庭教育
計	/	/	/	/
(二)	(二)			
二			美術史	二
四			兒童問題	二
	田園經濟學	宗教學概論		二
八	二	二	二	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由選擇科目										
		英語讀解	哲學概論	生物學概論	經濟學	社交、禮法	兒童研究	家庭教育				
二五	四				(二)	二	二	二	二	二	二	二
					二	二	二	二	二	二	二	二
二四	七				一	二	二	二	二	二	二	二
					二	二	二	二	二	二	二	二
二五	八				二	二	二	二	二	二	二	二
					二	二	二	二	二	二	二	二
二五	一二				二	二	二	二	二	二	二	二
					二	二	二	二	二	二	二	二
二五	一二				二	二	二	二	二	二	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

副專攻	國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二	國文學史	二
-----	------	---	-------	---	------	---	------	---



第四例 (同前) 英語兼修

自由撰選科目		副專攻科目	
家庭博物學	哲學概論	英語讀解	
(二)	(二)	四	四
經濟學	教育學概論	上	上
二	二	四	四
兒童研究		上	上
二	七	七	七
兒童問題	家庭教育	上	上
二	二	七	七

總計	小計	自由選擇科目					小計	科目
		/	/	/	論理學	哲學概論		
二五	(四)				(二)	(二)	二	
		本邦畫	/	/		文學原理論	中世國文學	
二五	三	一同	/	/		二	二	
		上	/	/	美術概論	近代文學思潮	同上	
二五	五	一同			二	二	二	
		上	美學概論	支那文學史	二	現代哲學思潮	上代國文學	
二五	九	一			二		二	

總計	小計
二五	
二五	四
二五	九
二五	六

第五例 (同前) 理化兼修

總計	小計	自選科目		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	(二)	四	二	二同
		/	/		化	學上
二四				七	三	四同
		/	兒童研究		同上	同上
二五	二		二	七	三	四同
		兒童問題	家庭教育		同上	同上
二四	四	二	二	八	四	四

第六例 (同前) 裁縫兼修

小計	副專攻科目
	裁縫
四	四同
	同上
四	四同
	同上
六	六同
	同上
六	六

小	目 科 修 必					科 目	學 年
	科 必 部			科 必 全			
計	英 語	心 理 學		體 操	實 踐 倫 理		
九	三	二		二	二	第 一 年	
	同		倫 理 學	同	同	第 二 年	
九	上			上	上		
			二 同	二 同	二 同	第 三 年	
	三			上	上		
六				二	二		

第七例 (同前)

三學年家政専攻の場合

總 計	小 計	科 選 自	
		目 擇 由	
		生物學概論	哲學概論
二五	(四)	(二)	(二)
		經濟學	教育學概論
二五	四	二	二
		園 藝	兒童研究
二五	五	二	二
		兒童問題	家庭教育
二四	六	二	二

總	小	自 選 科 目				合	小	主 攻 專 目 科				
		由 擇		經 濟 學	哲 學 概 論			計	計	料 理	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學
計	計					二〇	一	三	一	二	三	二
二四	四			二	二		三	間	上	二	三	二
				兒 童 研 究	教 育 概 論					住 居 研 究 二、三期	衣 服 研 究 一、三期	食 物 研 究
二四	四			二	二	二〇	一	三		二	三	三
		圖 藝	宗 教 學 概 論	兒 童 問 題	家 庭 教 育				看 護 養 老 一、二期	育 兒 三 期	家 庭 管 理	同 上
二四	八	二	二	二	二	一六	一〇	三	二	二	二	三

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

合	小	主 攻 目 科 專 科			小	必 修 科 目					科 目	學 年		
						部 分			全 體 必 修 科 目					
		英 語 文 典	英 語 會 話	英 語 發 音		英 語 讀 解	英 語	國 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	第 一 年	第 二 年	第 三 年
計	計				計									
(二二五)	一二	三	二	七	一三(九)	三	四(〇)	二	二	二	二	二	二	二
		同	同	同		同	/	倫	同	上	上	上	上	上
		上	上	上		上	/	理	上	上	上	上	上	上
二二	一二	三	二	七	九	三	/	學	二	二	二	二	二	二
		英 文 學 史	英 文 學	上		/	/	上	上	上	上	上	上	上
一八	一二	二	三	七	六	/	/	二	二	二	二	二	二	二
		英 文 學 評 論	英 文 學 史	上		/	/	上	上	上	上	上	上	上
一六	一二	二	三	五	四				二	二	二	二	二	二

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由撰選科目	
		自由撰	選科目
(二二)			
二二			
		兒童研究	
二〇	二	二	兒童研究
		二	家庭教育
			現代哲學思潮
二〇	四	二	二

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由撰選科目			
		哲學概論	言語學概論	第二英文學	美術概論
二五		(二)	(二)		
		教育概論		第二英文學	
二五	四	二		二	同
		兒童研究	美術概論	上	
二四	六	二	二	二	同
		二	二	二	上
		家庭教育	宗教學概論	美術概論	
二四	八	二	二	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

總計	小計	自由選擇科目	小計	攻科目		副專
				國語概論	國語概論	
二五			(四)	(二)	(二)	
		文學原理論		中世國文學	近代國文學	
二五	二		四	二	二	二
		近代文學思潮		國文學史	中世國文學	近代國文學
二五	二		五	二	二	一
		現代哲學思潮		同上	同上代國文學	
二四	二		四	二	二	

第四例 (同前) 家政兼修

自由選擇科目	小計	攻科目		副專
		家庭化學	家庭化學	
	計			
	三			三
教育學概論		住居研究	衣服研究	三期五
二	五	二	二	三
兒童研究		育兒看護、養老	食物研究	三
二	五	二	三	同上
家庭教育		家庭管理	同上	二
二	五	二	二	

目 攻 主 科 專			小	目 科 修 必					科 目 學 年
				科 必 部 目 修 分			修 全 科 體 目 必		
英 語 文 典	英 語 會 發 話 音	英 語 讀 解	計	英 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	第 一 年	
三	二	七		九	三		二	二	二
同	同	同		上	倫 理 學	倫 理 學	上	第 二 年	
上	上	上		三		二	二	二	
三	二	七	九	三	二	二	二	第 三 年	
英 文 學 評 論	英 文 學 史	同 上			上	上	上		
二	四	五	六		二	二	二		

第 五 例 (同 前)

三 學 年 英 語 專 攻 の 場 合

總 計	小 計
二五	
二五	二
二五	二
二五	二



三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目					科目 學年
部分必修科目			全體必修科目		
英語	國語	心理學	體操	實踐倫理	第一
三	四	二	二	二	第二
同	/	倫理學	同上	同上	第三
三	/	同上	同上	同上	第四
/	/	同上	同上	同上	第五
/	/	同上	同上	同上	第六
/	/	同上	同上	同上	第七
/	/	同上	同上	同上	第八
/	/	同上	同上	同上	第九
/	/	同上	同上	同上	第十

總計	小計	自由選擇科目		合計	小計
		第二英文學	英語讀解		
二五	四	二	二	二二	一二
二五	五	二	三	二二	一二
二二	五	二	三	一七	一一

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目			
			哲學概論	言語學概論
四			二	二
				文學原理論
二				二
		東洋哲學史	近代文學思潮	美術概論
六		二	二	二
	美學概論	現代哲學思潮	國民道德	家庭教育
八	二	二	二	二

小計	主要科目				小計
				國語概論	
一五	二			二	一三
		漢文學	中世國文學	近代國文學	現代國文學
一八	九	二	二	三	二
		同上	同上	有職古實	國文學史
一四	八	二	二	二	二
		同上	支那文學史	同上	同上
一二	八	二	二	二	四

總計	一九	二〇	二〇	二〇
----	----	----	----	----

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

副専攻科目	自由選		小計	自由選	小計		副専攻科目			
	論理學	本邦盤			美術概論	東洋哲學史		英語讀解	言語學概論	哲學概論
英語讀解	四	同	四	同	上	六	同	上	六	六
言語學概論	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
哲學概論	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
文學原理論	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
近代文學潮	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
家庭教育	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
美術概論	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
東洋哲學史	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
本邦盤	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
論理學	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
小計	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二
總計	二五	二五	五〇	二五	二五	五〇	二五	二五	五〇	二五

第三例 (同前) 家政兼修

副専攻	家庭化學	三	衣服研究	二期 三期 五	食物研究	三	同上	三
-----	------	---	------	---------------	------	---	----	---

第四例 (同前) 英語兼修

小計	自由選		小計	副專攻	
	擇科目	自由選		英語讀解	科目
			四	四	同
	西洋哲學史	教育學概論		上	
四	二	二	四	四	同
	美術概論	兒童研究		上	
四	二	二	五	五	同
	國民道德	家庭教育		上	
四	二	二	五	五	上
	現代哲學思潮				
四	二	二	五	五	

總計	小計	自由選		小計	攻科	
		擇科目	言語學概論		生理衛生學	目
二四	四	二	二	五	二	
			文學原理論		住居研究	
二五	二		二	五	(三期) 二	
			近代文學思潮		料	育
二四	二		二	八	理	老
		家庭教育	現代哲學思潮		三	兒
二四	四	二	二	八	同	二
					上	家庭管理
二四	四	二	二	八	三	二

總計	二五	二五	二五	二五
----	----	----	----	----

第五例 (同前) 三學年國語專攻の場合

主 攻 目 科 專				小	必 修 科 目				科 目 年	
					部 分		全 體 必 修 科 目			
漢文學	/	現代國文學	國語學概論	計	英語	心理學	/	體操	實踐倫理	第一
二		二	二	九	三	三		二	二	年
同	中世國文學	近代國文學	二國文學史		三	/	倫理學	同	同	第 二
上					上		學	上	上	年
二	二	三	二	九	三	/	二	二	二	第 三
同	同	上代國文學	同		/	/	同	同	同	年
上	上		上				上	上	上	
二	二	二	二	六			二	二	二	

小計	合計	自由選擇科目					合計	小計
		本邦畫	論理學	文學原理論	哲學概論	言語學概論		
九	二四	一同上	二	二東洋哲學史	二近代文學思潮	二美術概論	六	
七	二五	一同上	一美學概論	二現代哲學思潮	二國民道德	二家庭教育	九	
八	二四	一	二	二	二	二	二〇	
							支那文學史	二

#### 四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目基礎科目主專攻科目は本校規則第三實學科の師範家政學部の第一部第二部の科目配當の項に記載の通りにして左の四例の共通なれば茲には唯副專攻科目選擇科目の範例のみを掲ぐ

### 第一部

第一例 (最多學習時間に近き編制例)

理化兼修

二四

科目	副専攻		小計	自由 擇科目	小計	總計
	物理學	數學				
第一	二	二	四		二五	
第二	四	三	七		二四	
第三	四	三	七	兒童研究	二	二五
第四	四	三	八	家庭教育	二	二四

第二例 (同前) 裁縫兼修

科目	副専攻		小計	自由 擇科目	小計	總計
	裁縫	縫				
第一	六	六	六		六	
第二	六	六	六		六	
第三	六	六	六	本邦法制	二	二
第四	六	六	六	家庭教育 衣服ノ發展	二	二

總計	小計	科目	
		國語概論	兒童問題
二五			
二五	二		
二四	三		
二四	六		二

第三 (同前) 國文兼修

總計	小計	自由選擇科目		小計	科目		副專攻
		國語概論	言語學概論		國語概論	國語概論	
二五	二		二	二			二
					漢文	中世國文學	二
二四	二			七	二	二	三
			近代文學思潮		同上	同上	國文學史
二四	四		二	六	二	二	二
		美學概論			同上	同上	同上
二二	四			六	二	二	二

第四例 (同前) 英語兼修



## 第二部

### 第一例 (最多學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目			科目	學年
計	/ / / /				第一一年
二五					第二一年
		中世國文學	近代國文學	國文學史	第二二年
二五		二	二	二	第三一年
	近代哲學思潮	同上	上代國文學	同上	第三二年
二四	二	二	二	二	第三三年

總計	小計	自由選擇科目	科目	學年
計	計			第一一年
二五				第二一年
		美術史		第二二年
二三		二	四	第二三年
		近世文學思潮		第三一年
二五	二	二	七	第三二年
		現代哲學思潮		第三三年
二五	二	二	七	第三四年

第二例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目	
		自由選擇	自由選擇
二五			
		英語讀解	裁縫
二五	六	六	四
		近代哲學思潮	裁縫
二五	八	二	六

第三例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目		
		自由選擇	自由選擇	自由選擇
二五				
		兒童研究	裁縫	裁縫
二五	六	二	四	四
		兒童問題	家庭教育	裁縫
二五	八	二	二	四

日本女子大学校四十年史 編纂資料				
山	56	出所	幹事室	保
分類				
福 澤				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

(電話番町七七〇)

日本女子大学史資料集 第五―(四)

日本女子大学校規則

〔大正四―大正八年〕

発行日 二〇一二年三月二三日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112・8681 東京都文京区目白台二―八―一

電話 (〇三) 五九八―一三三七六

印刷 開成出版株式会社

〒101・0032 東京都千代田区

神田小川町三―二六―一四

